

【誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進】

- 1 子供たちが生き生きと学べる環境の整備..... 1

- 2 特別な支援を必要とする子供たちを育む教育の充実と
地域全体で成長を支える活動の促進..... 56

1 子供たちが生き生きと学べる環境の整備に関する資料

項 目	頁
【実態】	
いじめの状況	2
いじめ問題への取組（公立小・中学校）	3
いじめ問題への取組（公立高等学校）	6
いじめ問題への取組（特別支援学校）	8
いじめ問題への取組（私立学校）	10
不登校の状況と対策（公立小・中学校）	13
長期欠席・不登校の状況と対策（公立高等学校）	15
子供の貧困の状況	18
【対策】	
いじめの防止等のための対策	20
人権教育の啓発	24
新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷を防ぐ取組	26
研修による生徒指導支援	27
「人間関係づくりプログラム」の活用	29
スクールカウンセラーの活用	30
スクールソーシャルワーカーの活用	32
スクールロイヤーの活用	34
教育相談事業	36
SNSを活用した相談体制	41
青少年を取り巻く有害情報環境対策事業	44
スクールネットパトロール事業	45
適応指導教室、不登校児童生徒が通う民間施設等	46
ふじのくに i (アイ) マップの作成及び合同相談会の開催	48
「しずおか寺子屋」推進事業	49
静岡県社会教育委員会	50
子どもの貧困対策	51
子どもの居場所づくり応援事業	53
ふじのくに型学びの心育成支援事業	55

いじめの状況 (文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」より)

1 静岡県公立小中学校 (H30 小503校・中264校、児童190,233人、生徒92,985人)

年度		24	25	26	27	28	29	30
認知 件数	小学校	3,075	2,510	2,696	3,347	4,893	7,029	12,835
	中学校	3,046	1,831	1,781	2,019	2,654	3,052	3,722
	計	6,121	4,341	4,477	5,366	7,547	10,081	16,557
解消率 (%)	小学校	80.5	77.1	72.7	74.0	82.6	78.8	73.3
	中学校	59.1	70.2	67.3	65.6	72.9	73.1	72.3

*静岡県・浜松市を含む。

2 静岡県公立高等学校 (H30 95校、生徒66,917人)

年度	24	25	26	27	28	29	30
認知件数	228	79	30	53	99	183	87
年度中解消	193	56	29	46	86	168	78
継続指導・転退学等	35	23	1	7	13	15	9
解消率 (%)	84.6	70.9	96.7	86.8	86.9	91.8	89.7

3 静岡県立特別支援学校 (H30 37校 児童生徒4,893人)

年度	24	25	26	27	28	29	30
認知件数	90	20	20	18	25	38	20
年度中解消	77	13	15	9	24	26	6
継続指導・転退学等	13	7	5	9	1	12	14
解消率 (%)	85.6	65.0	75.0	50.0	96.0	68.4	30.0

4 静岡県私立学校 (H30 小4校 中27校 高44校 特1校 児童1,442人、生徒37,947人)

年度	29				30			
	小学校	中学校	高校	特支	小学校	中学校	高校	特支
認知件数	12	86	93	0	13	55	103	0
年度中解消	12	72	85	0	11	49	80	0
継続指導・転退学等	0	14	8	0	2	6	23	0
解消率 (%)	100	83.7	91.4	-	84.6	89.1	77.7	-

5 全国の認知件数 (国公立)

年度	25	26	27	28	29	30
小学校	118,748	122,734	151,692	237,256	317,121	425,844
中学校	55,248	52,971	59,502	71,309	80,424	97,704
高等学校	11,039	11,404	12,664	12,874	14,789	17,709
特別支援学校	768	963	1,274	1,704	2,044	2,678
合計	185,803	188,072	225,132	323,143	414,378	543,933

6 静岡県と全国の比較 (国公立)

H30	認知件数 (1,000人あたり)		解消率
	静岡県	16,847件	
全国	543,933件	40.9件	84.3%

いじめ問題への取組（公立小・中学校）

（義務教育課）

1 現状

(1) 年度別いじめの状況（指定都市を含む小学校 503 校 190,233 人、中学校 264 校 92,985 人）

		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
認知件数	小学校	2,510	2,696	3,347	4,893	7,029	12,835
	中学校	1,831	1,781	2,019	2,654	3,052	3,722
	計	4,341	4,477	5,366	7,547	10,081	16,557
解消率	小学校	77.1%	72.7%	74.0%	82.6%	78.8%	73.3%
	中学校	70.2%	67.3%	65.6%	72.9%	73.1%	72.3%

(2) いじめの態様（複数回答可）

区 分	小学校		中学校	
	29 年度	30 年度	29 年度	30 年度
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	3,983	7,407	2,033	2,556
仲間はずれ、集団による無視をされる	1,030	1,680	388	456
軽くぶつかられたり、遊ぶふりで叩かれて、蹴られたりする	1,651	3,269	426	532
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	623	1,190	101	194
金品をたかられる	55	117	24	28
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	403	832	181	173
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	659	1,190	183	186
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる	53	108	186	191
その他	343	864	130	185

(3) いじめ発見のきっかけ

区 分	小学校		中学校	
	29 年度	30 年度	29 年度	30 年度
学級担任が発見	839	1,138	269	321
学級担任以外の教職員が発見	106	116	178	199
養護教諭が発見	13	26	22	10
スクールカウンセラー等の相談員が発見	11	18	18	31
アンケート調査など学校の取組により発見	3,594	7,296	1,124	1,216
本人からの訴え	894	2,001	766	1,082
本人の保護者からの訴え	1,057	1,453	440	559
他の児童生徒からの情報	294	465	148	209
保護者（本人の保護者を除く）からの情報	192	285	63	77
地域の住民からの情報	9	11	5	7
学校以外の関係機関からの情報	12	20	11	7
その他	8	6	8	4

(4) 各市町のいじめ防止対策推進法への対応状況 (令和元年10月31日現在)

市町いじめ防止基本方針 (法第12条)		
策定済み・策定予定	検討中	未定・策定しない
35 (100%)	0 (0%)	0 (0%)

いじめ問題対策連絡協議会 (法第14条1項)		
設置済み・予定	検討中	未定・設置しない
33 (94.3%)	2 (5.7%)	0 (0%)

教育委員会附属機関 (法第14条3項)		
設置済み・予定	検討中	未定・設置しない、その他
31 (88.6%)	3 (8.6%)	1 (2.8%)

首長の再調査機関 (法第30条)		
設置済み・予定	検討中	未定・設置しない、その他
28 (80.0%)	7 (20.0%)	0 (0%)

2 各学校の主な取組（指定都市を含む小学校 503 校、中学校 264 校）

(1) いじめの日常的な実態把握のための取組（複数回答可）

区 分	小学校		中学校	
	29 年度	30 年度	29 年度	30 年度
アンケート調査の実施	500	501	261	263
個別面談の実施	409	410	248	252
教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	269	244	252	252
家庭訪問	303	308	196	200
その他	34	22	14	20

(2) 学校におけるいじめの問題に対する日常的な取組（複数回答可）

区 分	小学校		中学校	
	29 年度	30 年度	29 年度	30 年度
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	487	484	255	254
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	291	356	140	171
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	468	477	239	242
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	254	264	156	150
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	431	431	241	241
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	317	336	185	196
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るように努めた。	363	427	180	214
PTA など地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。	99	104	59	74
いじめ問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	78	104	83	92
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	311	320	204	224
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	371	388	194	211
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	314	317	182	181

いじめ問題への取組（公立高等学校）

（高校教育課）

1 現状

(1) 年度別いじめの状況（県内公立高等学校 95 校 66,917 人）

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
認知件数	79	30	53	99	183	87
年度中解消	56	29	46	86	168	78
継続指導中・転学、退学等	23	1	7	13	15	9
解消率（%）	70.9	96.7	86.8	86.9	91.8	89.7

(2) いじめの態様（複数回答可）

区 分	29 年度	30 年度
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	138	57
仲間はずれ、集団による無視をされる	10	15
軽くぶつかられたり、遊ぶふりで叩かれて、蹴られたりする	14	8
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	12	2
金品をたかられる	7	8
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	5	2
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	17	7
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる	20	21
その他	4	3

(3) いじめ発見のきっかけ

区 分	29 年度	30 年度
学級担任が発見	4	4
学級担任以外の教職員が発見	3	2
養護教諭が発見	0	1
スクールカウンセラー等の相談員が発見	0	0
アンケート調査など学校の取組により発見	141	38
本人からの訴え	16	20
本人の保護者からの訴え	13	14
他の児童生徒からの情報	3	8
保護者（本人の保護者を除く）からの情報	1	0
地域の住民からの情報	0	0
学校以外の関係機関からの情報	1	0
その他	1	0

2 各学校の主な取組（県内公立高等学校 95 校・115 課程）

(1) いじめの日常的な実態把握のための取組（複数回答可）

区 分	29 年度	30 年度
アンケート調査の実施	111	113
個別面談の実施	84	99
教職員と生徒との間で日常的に行われている日記等	13	15
家庭訪問	16	15
その他	4	4

(2) 学校におけるいじめの問題に対する日常的な取組（複数回答可）

区 分	29 年度	30 年度
職員会議等を通じて、いじめの問題に関して教職員間で共通理解を図った。	73	89
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	25	28
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	28	26
生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進した。	39	42
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	87	98
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	54	71
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	62	80
P T A や地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	14	15
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所などの地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	14	16
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	61	73
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	52	79
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	47	59

(3) その他（P T A 主体による取組）

高校生のスマートフォンや携帯への過度な依存、インターネットを介したいじめ問題の増加に対応するため、各地区のP T A連絡協議会が、申合せ事項として夜 10 時以降等のスマートフォンの使用自粛を保護者に呼び掛けている。

実施地区：賀茂地区、三島・田方地区、沼津・駿東地区、富士地区、静岡地区、西遠地区
 （他地区は学校間による申し合わせ、もしくは各学校で使用時間を設定している。）

いじめ問題への取組（特別支援学校）

（特別支援教育課）

1 現状

(1) 年度別いじめの状況（公立特別支援学校 37 校 4,893 人）

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
認知件数	20	20	18	25	38	20
年度中解消	13	15	9	24	26	6
継続指導中・転学、退学等	7	5	9	1	12	14
解消率（%）	65.0	75.0	50.0	96.0	68.4	30.0

(2) いじめの態様（複数回答可）

区 分	29 年度	30 年度
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	18	17
仲間はずれ、集団による無視をされる	9	3
軽くぶつかられたり、遊ぶふりで叩かれてたり、蹴られたりする	12	3
ひどくぶつかられたり、叩かれてたり、蹴られたりする	3	4
金品をたかられる	1	0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	6	3
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	3	2
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる	3	0
その他	2	2

(3) いじめ発見のきっかけ

区 分	29 年度	30 年度
学級担任が発見	0	0
学級担任以外の教職員が発見	1	1
養護教諭が発見	0	0
スクールカウンセラー等の相談員が発見	0	0
アンケート調査など学校の取組により発見	30	12
本人からの訴え	2	5
本人の保護者からの訴え	2	1
他の児童生徒からの情報	3	1
保護者（本人の保護者を除く）からの情報	0	0
地域の住民からの情報	0	0
学校以外の関係機関からの情報	0	0
その他	0	0

2 各学校の主な取組（公立特別支援学校 37 校）

(1) いじめの日常的な実態把握のための取組（複数回答可）

区 分	29 年度	30 年度
アンケート調査の実施	35	37
個別面談の実施	28	26
教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	20	20
家庭訪問	10	13
その他	1	1

(2) 学校におけるいじめの問題に対する日常的な取組（複数回答可）

区 分	29 年度	30 年度
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	27	30
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	14	21
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	28	37
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	23	30
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	25	30
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	11	21
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るように努めた。	24	37
PTA など地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。	6	6
いじめ問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	4	6
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	13	26
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	18	37
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	21	19

(3) その他

特別支援学校では、全員の児童生徒について、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成しており、保護者や関係機関等と連携し、一つ一つの事例に対して個に応じた指導を行っている。

いじめ問題への取組（私立学校）

（私学振興課）

1 現状

(1) 年度別いじめの状況（小4校、中27校、高44校、特1校、児童1,442人、生徒37,947人）

年 度	29 年度				30 年度			
	小学校	中学校	高校	特別支 援学校	小学校	中学校	高校	特別支 援学校
学校種 【全学校数】								
認知件数	12	86	93	0	13	55	103	0
年度中解消	12	72	85	0	11	49	80	0
継続指導中等	0	14	8	0	2	6	23	0
解消率（%）	100.0	83.7	91.4	-	84.6	89.1	77.7	-

(2) いじめの態様（複数回答可）

区 分	29 年度				30 年度			
	小学校	中学校	高校	特別支 援学校	小学校	中学校	高校	特別支 援学校
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	10	51	74	0	12	43	76	0
仲間はずれ、集団による無視をされる	3	22	16	0	1	15	10	0
軽くぶつかられたり、遊ぶふりで叩かれたり、蹴られたりする	7	10	14	0	3	3	7	0
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	0	4	5	0	0	4	1	0
金品をたかられる	0	5	1	0	0	1	2	0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	0	3	2	0	2	1	3	0
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	0	1	2	0	0	2	4	0
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる	0	14	8	0	0	6	14	0
その他	0	3	3	0	0	0	3	0

(3) いじめ発見のきっかけ

区 分	29 年度				30 年度			
	小学校	中学校	高校	特別支 援学校	小学校	中学校	高校	特別支 援学校
学級担任が発見	7	3	0	0	7	4	7	0
学級担任以外の教職員が発見	0	1	1	0	0	1	0	0
養護教諭が発見	0	0	0	0	0	0	1	0
スクールカウンセラー等の相談員が発見	0	0	0	0	0	0	0	0
アンケート調査など学校の取組により発見	0	68	53	0	0	33	55	0
本人からの訴え	2	7	26	0	2	11	25	0
本人の保護者からの訴え	3	3	6	0	4	5	8	0
他の児童生徒からの情報	0	3	6	0	0	0	3	0
保護者（本人の保護者を除く）からの情報	0	1	0	0	0	1	3	0
地域の住民からの情報	0	0	0	0	0	0	0	0

2 いじめ防止への取組

(1) 県の主な取組

- ア スクールネットパトロール事業を県内私立小・中・高等学校（75校）で実施
- イ 静岡県子どもいじめ防止条例啓発リーフレットを県内私立学校に配付
- ウ いじめの情報提供に対し、学校に事実の確認と適正な対応を要請

(2) (公社) 県私学教育振興会の主な取組

- ア 外部講師を招いた人権教育研修会の開催
- イ 生徒指導研修会において各校の取組を情報交換
- ウ いじめ等の問題に対して、各学校の相談体制を整備するため、顧問弁護士と委託契約を締結

(3) 各私立学校の主な取組

- ア いじめの日常的な実態把握のための取組（複数回答可）

区 分	29年度				30年度			
	小学校	中学校	高校	特別支援学校	小学校	中学校	高校	特別支援学校
アンケート調査の実施	3	27	44	1	2	26	41	1
個別面談の実施	3	21	34	1	4	24	40	0
教職員と生徒との間で日常的に行われている日記 等	3	19	15	0	3	23	16	0
家庭訪問	0	4	9	0	1	6	11	0
その他	0	3	2	1	0	1	3	0

イ 学校におけるいじめの問題に対する日常的な取組（複数回答可）

区 分	29 年度				30 年度			
	小学校	中学校	高校	特別支 援学校	小学校	中学校	高校	特別支 援学校
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	4	22	34	1	4	23	36	1
いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	2	8	10	0	2	8	14	0
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ指導を行った。	4	17	18	1	3	18	17	1
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	3	16	16	0	2	7	11	0
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	3	25	37	0	4	21	40	0
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	1	14	19	0	2	14	19	0
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るように努めた。	1	16	25	0	3	17	30	0
PTA など地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。	1	4	4	0	1	2	4	0
いじめ問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	0	4	5	0	0	2	7	0
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	3	23	31	0	2	19	30	0
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	2	12	24	0	3	19	32	0
いじめ防止対策推進法第 22 条に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を召集した。	-	-	-	-	3	14	28	0

ウ その他

私立高校 44 校中 37 校（84.1%：平成 30 年度）が、スクールカウンセラー等を配置。

不登校の状況と対策（公立小・中学校）

（義務教育課）

1 不登校の状況

（文部科学省「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」）

（1）不登校児童生徒数と在籍比の推移

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
小学校	868人	758人	880人	973人	1067人	1214人	1435人	1706人
出現率	0.42%	0.40%	0.44%	0.49%	0.55%	0.63%	0.75%	0.90%
国出現率	0.33%	0.30%	0.36%	0.39%	0.42%	0.48%	0.54%	0.70%
中学校	2840人	2840人	2976人	3032人	3176人	3392人	3612人	3984人
出現率	2.80%	2.80%	2.96%	3.04%	3.22%	3.49%	3.78%	4.28%
国出現率	2.64%	2.60%	2.69%	2.76%	2.83%	3.01%	3.25%	3.65%
計	3708人	3598人	3856人	4005人	4243人	4606人	5047人	5690人

（2）不登校児童生徒への指導結果状況の推移

小学校		28年度		29年度		30年度	
区	分	人数	%	人数	%	人数	%
指導の結果、登校する（できる）ようになった児童生徒		258	21.3	241	16.8	324	19.0
指導中の児童生徒		956	78.7	1,194	83.2	1,382	81.0
継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒		215	17.7	206	14.4	274	16.1
計		1,214		1,435		1,706	

中学校		28年度		29年度		30年度	
区	分	人数	%	人数	%	人数	%
指導の結果、登校する（できる）ようになった児童生徒		715	21.1	575	15.9	839	21.1
指導中の児童生徒		2,677	78.9	3,037	84.1	3,145	78.9
継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒		589	17.4	611	16.9	715	17.9
計		3,392		3,612		3,984	

（3）学年別不登校児童生徒数の推移

学年	上段：不登校人数						下段：同一学年群の前年度に対する増加率		
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
25年度	46	75	107	157	215	280	675	1,111	1,190
		1.47	1.55	1.73	1.76	1.51	2.81	1.55	1.22
26年度	45	85	127	154	264	298	733	1,070	1,229
		1.85	1.69	1.44	1.68	1.39	2.62	1.59	1.11
27年度	51	84	135	176	274	347	801	1,178	1,197
		1.87	1.59	1.39	1.78	1.31	2.69	1.61	1.12
28年度	63	109	158	222	286	376	860	1,237	1,295
		2.14	1.88	1.64	1.63	1.37	2.48	1.54	1.10
29年度	84	127	194	252	343	435	1,004	1,247	1,361
		2.02	1.78	1.59	1.55	1.52	2.67	1.45	1.10
30年度	94	161	214	306	430	501	1,027	1,490	1,467
		1.92	1.69	1.58	1.71	1.46	2.36	1.48	1.18

2 概要

- ・小・中学校とも不登校者数は増加し、平成 10 年度の調査開始以降最多となった。
- ・小・中学校とも、「指導の結果、登校するようになった児童生徒」及び「指導中の児童生徒のうち、継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒」の割合が増加した。
- ・小学校の不登校者数は、高学年になるほど増加傾向にあるが、小学 2・3 年生の新規不登校者の割合が高く、不登校の低年齢化が懸念される。
- ・中学校では、1・2 年生の新規不登校者が多く見られるとともに、すべての学年において、一度不登校に陥ると学校復帰が困難になる傾向が強い。
- ・中学 1 年生の不登校者数（H30 1,027 人）が、前年度小学 6 年生時の不登校者数（H29 435 人）と比較して大幅に増加していることから、環境の変化及び学習・生活等への不適應を起こし（いわゆる「中 1 ギャップ」）、不登校に陥る生徒が多いと考えられる。

3 対応策

・不登校の未然防止

各学校において、全ての児童生徒が安心・安全に生活することができる「魅力ある学校づくり」を推進し、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を育む授業・学級づくり・特別活動・学校行事等に取り組む。

・主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）に向けた授業改善

「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視して授業を改善し、仲間とともに考え、学び、新しい発見や豊かな発想が生まれることで、児童生徒が「わかった」「おもしろい」と思える授業づくりに取り組む。

・児童生徒の好ましい人間関係の構築

小学校 1 年生から中学校 3 年生までの 9 年間で、系統的に人間関係づくりの基本的なスキルを身に付けることを目的に作成した「人間関係づくりプログラム」の活用を推進する。

・速やかな情報共有及び組織的対応、関係機関等との連携

児童生徒の悩み等を組織として情報を共有し、「チーム学校」として適切な指導・支援を可能とするための学校体制を構築するとともに、家庭・地域・関係機関等との連携を強化する。

・教育相談体制の充実、適切な初期対応

心理及び福祉の視点から、児童生徒個人への適切な支援を進めるため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置時数の拡充を進める。

・不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

不登校児童生徒の社会的自立を目指し、教育支援センター（適応指導教室）の利用、自宅における I T 等を活用した学習支援、フリースクール等との連携など、一人ひとりの状況に応じた支援を行う。

・中・長期的な視点による支援

「小 1 プロブレム」・「中 1 ギャップ」の解消に向けて、幼保小及び小中の連携を推進する。

別添リーフレット「子どもたちの笑顔のために ～不登校の現状と対策～」参照

長期欠席・不登校の状況と対策（公立高等学校）

（高校教育課）

1 長期欠席・不登校の状況（高校教育課「公立高等学校長期欠席生徒の状況調査」）

(1) 長期欠席

※年間欠席日数 30 日以上の生徒

ア 全日制

平成 30 年度は 694 人で、前年度と比較し 17 人増加し、理由では、不登校が 27 人増加した。

年度	理由		病気	経済的 理由	不登校	その他	合計	長欠率 (対生徒総数%)
	人数	(%)						
29	150	22.2	4	0.6	477	46	677	1.05
30	144	20.7	1	0.1	504	45	694	1.08

イ 定時制

平成 30 年度は 824 人となり、前年度に比べて 59 人減少し、長欠率は 6.1%減少した。

年度	理由		病気	経済的 理由	不登校	その他	合計	長欠率 (対生徒総数%)
	人数	(%)						
29	102	11.5	37	4.2	442	302	883	29.9
30	36	4.4	60	7.3	688	40	824	23.8

(2) 不登校生徒数の推移

※何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある生徒（ただし「病気」や「経済的理由」による者を除く。）

ア 全日制

年度	生徒総数	不登校 生徒数	不登校率 (対生徒総数%)	不登校中の 退学者数	割合 (%)	不登校中の 原級留置者数	割合 (%)
22	66,738	543	0.81	248	45.7	61	11.2
23	66,328	488	0.74	222	45.5	46	9.4
24	66,119	438	0.66	165	37.7	45	10.3
25	65,118	430	0.66	159	37.0	29	6.7
26	65,695	402	0.61	137	34.1	55	13.7
27	65,421	332	0.51	106	31.9	39	11.7
28	65,407	370	0.57	120	32.4	43	11.6
29	64,749	477	0.74	236	49.5	41	8.6
30	64,007	504	0.79	208	41.3	43	8.5

イ 定時制

年度	生徒総数	不登校生徒数	不登校率 (対生徒総数%)	不登校中の 退学者数	割合 (%)	不登校中の 原級留置者数	割合 (%)
22	3,624	485	13.4	157	32.4	137	28.2
23	3,589	608	16.9	196	32.2	39	6.4
24	3,570	627	17.6	179	28.5	14	2.2
25	3,338	737	22.1	174	23.6	23	3.1
26	3,207	555	17.3	139	25.0	125	22.5
27	3,126	592	18.9	132	22.3	8	1.4
28	3,020	385	12.7	103	26.8	17	4.4
29	2,955	442	15.0	72	16.3	6	1.4
30	2,910	688	23.6	155	22.5	2	0.2

2 分析・課題

(1) 分析

平成30年度における長期欠席生徒は、全日制生徒は増加し、定時制は減少した。

長期欠席生徒のうち、不登校生徒については、定時制は大幅に増加し、全日制も増加している。

不登校の要因や背景は、生徒を取り巻く環境の変化に伴い、年々複雑化・多様化している。また、不登校生徒の抱える事情も個々に異なるため、増減の要因を特定することは困難である。

全日制においては、「不登校となったきっかけ」を見ると、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」と「入学、転編入学、進級時の不適応」が増加傾向にある。

学年別に見ても、不登校は1年次に多いことから、特に、新しい環境等で人間関係をうまく構築できない生徒が増加していると考えられる。

(2) 課題

ア 各教員の組織的・継続的な生徒の人間関係を構築するための支援策、取組の充実

イ スクールカウンセラー派遣事業の拡大

ウ 教員の教育相談に関する資質の向上及び校内の指導・援助体制の充実

エ 多種多様な原因に対処するための医学療法的見地などの専門家との連携

オ 家庭や地域との連携強化や学校への援助拡大

カ 特別活動や各種プログラムなどを通じた人間関係形成能力や自己発見能力の育成

3 学校での対策

(1) 人間としての在り方・生き方教育の推進

(2) 学校内における教育相談等の指導体制の充実

(3) 家庭訪問や個人面接を通じた生徒理解の推進

(4) カウンセリング・マインドに基づく生徒指導の推進

(5) 人間関係づくりプログラム（高校生版）を活用した人間関係形成能力の育成

4 教育委員会での対策

(1) スクールカウンセラーの派遣

平成 26 年度から拠点校、重点巡回校を設定して配置している。(P31 参照)

(2) スクールソーシャルワーカーの派遣

県立高校 3 校（三島長陵、静岡中央、浜松大平台）に配置し、各県立高校の要請に応じて派遣している。(P33参照)

(3) 教育相談機関の充実

いじめ・悩みごと相談マップの冊子、ポスターを作成

(4) 長期欠席生徒選抜の実施

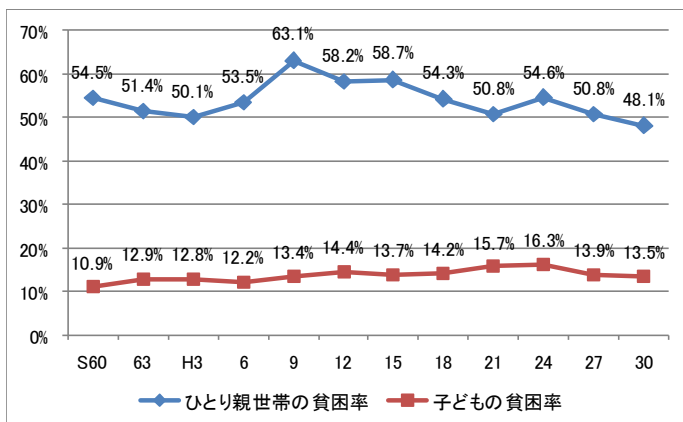
一般選抜に併せて実施する特別選抜の一つとして実施する。平成26令和2年度選抜においては県立高校 3 校（土肥分校、金谷、天竜高校春野校舎）で実施した。

子どもの貧困の状況

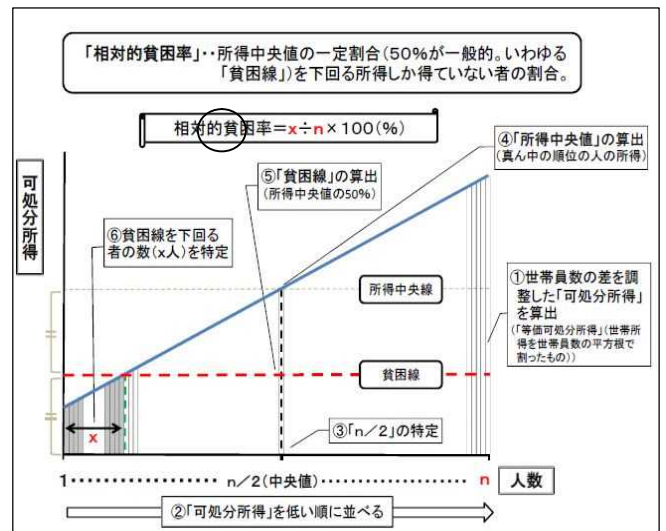
1 子どもの貧困状況

指標（全国）	平成 24 年	平成 27 年	平成 30 年
子どもの貧困率	16.3%	13.9%	13.5%
ひとり親世帯の貧困率	54.6%	50.8%	48.1%

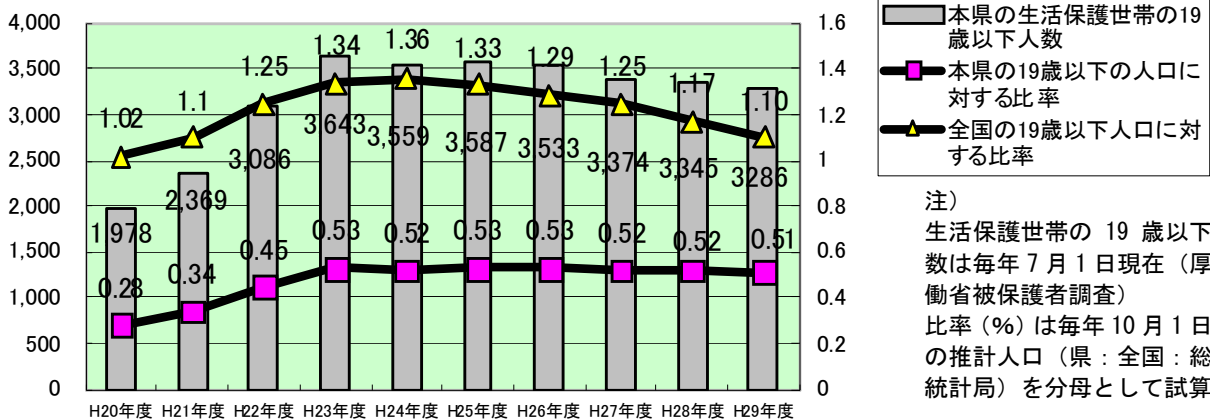
相対的貧困率



相対的貧困率の定義



2 生活保護世帯の子どもの数等



3 高校進学率（生活保護世帯）

県内の生活保護世帯における高校進学率は、全国平均を下回る状況が続いている。

生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率

(単位：%)

	H26. 4. 1	H27. 4. 1	H28. 4. 1	H29. 4. 1	H30. 4. 1
全 国	91.1	92.8	93.3	93.6	93.7
静 岡 県	83.6	85.7	86.4	89.9	90.1
順位 (高い方から)	45 位	40 位	41 位	36 位	34 位

※ 高等学校等進学率

子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項第2号に規定する「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であって、その年度に中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。）を卒業した者の総数のうちその年度の翌年度に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の数の占める割合。

（「子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令」参照）

生活保護世帯に属する子どもの就職率（中学校卒業後）

(単位：%)

	H26. 4. 1	H27. 4. 1	H28. 4. 1	H29. 4. 1	H30. 4. 1
全 国	2.0	1.7	1.6	1.3	1.5
静 岡 県	7.0	6.8	1.7	0.9	3.3
順位 (高い方から)	4 位	1 位	25 位	34 位	9 位

※ 生活保護世帯に属する子供の就職率（中学校卒業後）

中学校（中等教育学校の専門課程及び特別支援学校の中等部を含む。）を卒業した者のうち、学校等へ進学せずに就職した者の割合。

いじめの防止等のための対策

(教育政策課)

1 いじめ防止対策推進法の概要（平成25年9月施行）

- ・児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする
- ・同法に基づき、「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」及び「いじめ問題対策本部」を設置

いじめの防止等に関する措置	<ul style="list-style-type: none">・地方いじめ防止基本方針の策定（第12条）・いじめ問題対策連絡協議会の設置（第14条第1項、第2項）・教育委員会の附属機関（いじめ問題対策本部）の設置（第14条第3項）・学校における組織の設置、必要な措置の実施（第15条、第16条、第22条、第23条）（未然防止、早期発見・早期対応、関係機関等との連携）
いじめによる重大事態（*）への対応	<ul style="list-style-type: none">・教育委員会等における組織を設けて調査の実施（第28条第1項）・調査結果について知事による調査の実施（第30条第2項、第31条第2項）

（*）いじめによる重大事態

- ・いじめにより児童生徒が自殺を企図した、身体に重大な傷害を負った、金品等に重大な被害を被った、精神性の疾患を発症した、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席した等の疑いがあると認めるとき。
- ・子どもや保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

2 静岡県子どもいじめ防止条例の概要（平成28年12月27日公布、施行）

社会総がかりでいじめ防止の取り組みを推進するために、いじめの防止に向けた基本的な考え方をはじめ、学校の設置者、学校及び教職員、保護者等それぞれの責務等を明示

- ・県、学校の設置者、学校及び学校の教職員の責務（第5条、第6条、第7条）
- ・社会総がかりの取組の推進（第10条）
- ・県いじめ防止基本方針の策定（第11条）
- ・相談体制の整備・充実（第12条）
- ・インターネットを通じて行われるいじめへの対策（第14条）
- ・重大事態等への対応（第15条）
- ・議会への報告（第17条）

3 令和元年度の主な取組内容

(1) 人権教育の啓発 ※別紙「人権教育の啓発」参照

- ・教員・養護教諭等に向けた各種研修会の開催（「人権教育の手引き」の配布・活用等）
→各学校において、関係機関と連携していじめの早期発見・早期対応に取り組む
- ・いじめ等の未然防止に資する調査研究事業をモデル校を指定し実施
→人権教育指定校での研究をまとめたリーフレットを作成し研修会等で成果を普及

(2) 学校等における取組の支援

- ・外部の専門家の各学校への配置と教員等との連携促進
→スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）の相談等、校内研修
- ・「ケータイ・スマホルール」アドバイザー養成講座、小・中学校ネット安心安全講座等
→関連取組として、ネット依存対策の推進に向けスクリーニングテストや講演会等を実施

(3) 静岡県いじめ問題対策連絡協議会・静岡県いじめ問題対策本部会議の開催

- ・関係機関・学校との連携の強化、SC・SSWの効果的な活用等について協議、情報共有

(4) SNSを活用した相談体制構築事業

- ・健康福祉部と連携し、SNSを活用した相談体制を構築

○静岡県子どもいじめ防止条例

平成28年12月27日
条例第55号

静岡県子どもいじめ防止条例をここに公布する。

静岡県子どもいじめ防止条例

子どもはかけがえのない存在であり、私たちはその一人一人の個性が尊重され、尊厳が守られる環境を築いていかなければなりません。

いじめは、現代社会においてはいつでもどこでも起こり得るものであり、世代を問わず誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があります。しかし、いじめは、どのような理由があろうとも許されない行為です。

とりわけ、子どもがいじめによって自らの命を絶つ悲しい事件が後を絶たず、深刻かつ重大な社会問題となっています。

そこで、いじめを身近な問題と捉え、これを克服するため、明るい将来を夢見る子どもがいじめに遭うことなく健やかに成長し、安心して生活できる環境を社会総がかりで整える必要があります。また、いじめを受けた側といじめを行った側の双方に対処することの大切さを認識しながら子どものいじめ防止に社会総がかりで取り組むことにより、県民のいじめ根絶の意識が高まり、誰もが互いを尊重し、ともに支え合う共生社会の実現につながります。

このような考え方に立ち、ここに、子どものいじめ防止に関する基本理念等を明らかにし、子どものいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の趣旨にのっとり、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」という。)のための対策に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる環境づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
- (3) 児童生徒 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、児童生徒が、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止等)

第4条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。

2 児童生徒は、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするものとする。

(県の責務)

第5条 県は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定により、いじめの防止等のための対策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町、学校の設置者その他の関係者と連携し、及び協力するものとする。

3 県は、学校又は学校の設置者が、この条例の趣旨にのっとり、いじめの防止等のための対策を適切に実施することができるよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(学校の設置者の責務)

第6条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめの防止について自ら学び、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対して愛情を持って接し、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、及び規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、学校と連携していじめの防止等に取り組むとともに、県、国、市町、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第9条 県民は、それぞれの地域において、児童生徒を見守り、児童生徒がいじめに遭わない環境づくりに努めるものとする。

2 県民は、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には、県、市町、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。

(社会総がかりの取組の推進)

第10条 県は、社会総がかりでいじめの問題の克服に取り組むため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うこと等により、県民の理解を深め、及び県民の参加を促進するものとする。

(いじめ防止基本方針)

第11条 県は、法第12条の規定により、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものとする。

2 県は、いじめに関する状況の変化を把握し、前項の基本的な方針が当該状況の変化に適切に対応できるものであるかどうかを検証し、必要があると認めるときは、前項に規定する基本的な方針を変更するものとする。

(相談体制の充実)

第12条 県は、児童生徒、保護者等がいじめについて安心して相談をすることができ、かつ、その相談に速やかに対応できるよう、相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに係る対策)

第13条 県は、インターネットを通じて行われるいじめ(以下「ネットいじめ」という。)に係る対策のため、関係機関と連携して、児童生徒がネットいじめに巻き込まれていないかどうかの監視、ネットいじめに関する事案に対処する体制の整備、インターネットの適切な利用方法の周知、ネットいじめの防止に資する教育及び啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(いじめの防止等のための組織の活用)

第14条 県は、いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例(平成26年静岡県条例第12号)第2条の静岡県いじめ問題対策連絡協議会における関係者の連携による成果並びに同条例第10条の静岡県いじめ問題対策本部における調査及び研究の成果が、学校及び学校の設置者のいじめの防止等の対策に適切に活用されるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(重大事態等への対応)

第15条 県は、重大事態(法第28条第1項に規定する重大事態をいう。)が県立の学校で発生した場合には、関係機関と連携して、法第28条及び第30条に規定する措置等を迅速かつ適切に行うものとする。

2 県は、児童生徒又はその保護者から、関係機関が法第5章に規定する対処等を実施しない等の相談を受けた場合には、当該関係機関による措置が迅速かつ適切に実施されるよう、当該関係機関への情報提供等を行うものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、いじめの防止等のための対策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第17条 知事は、毎年度、いじめの防止等のための施策の実施状況について議会へ報告しなければならない。

附 則

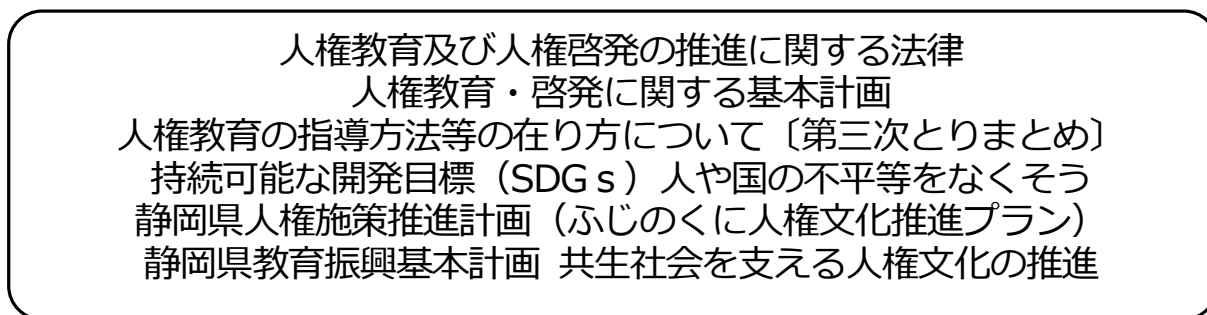
この条例は、公布の日から施行する。

人権教育の啓発

(教育政策課人権教育推進室)

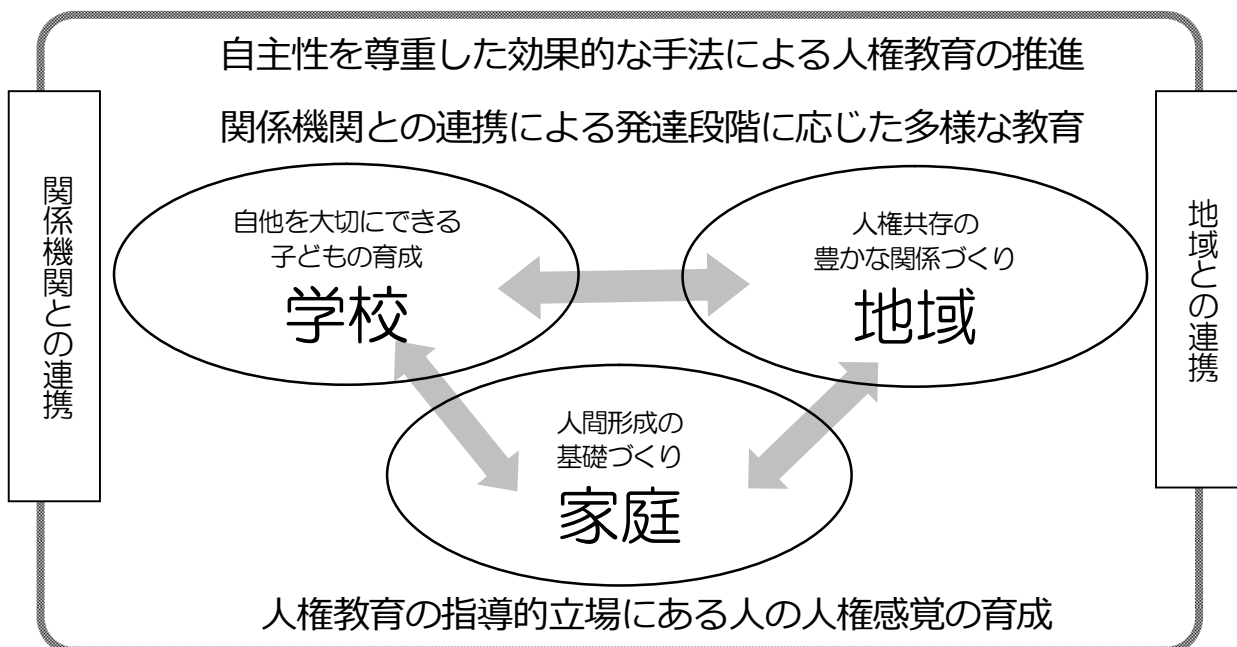
1 静岡県教育委員会の人権教育の基本方針

個人の尊厳を認め合う人間を育成するため、「自他の人権を大切にできる態度や行動力の育成」を目標に、人権に対する正しい理解を深め、人権感覚と自己肯定感を高めることにより、人権教育の充実に努める。



目標

自他の人権を大切にできる態度や行動力の育成
人権一般の普遍的な視点と具体的な人権課題に即した個別的な視点に基づき、人権に対する正しい理解を深め、人権感覚と自己肯定感を高める。



県民一人一人に人権尊重の意識が育まれた温もりあふれる静岡県の実現

2 人権教育推進室主催による研修会等

(1) 人権教育担当者研修会（教職員悉皆）

実施日	令和2年7月1日（水）から8月31日（月）まで（資料配付）
対 象	各校人権教育担当者
内 容	「各学校における人権教育の推進」「人権教育の手引きの活用方法について」資料に基づき各校研修を実施

(2) 静岡県ユニセフ・キャラバン・キャンペーン ユニセフ研修会（希望研修）

実施日	令和2年7月31日（金）（Zoomを使用したオンライン開催）
対 象	各課所職員・各校人権教育担当者
内 容	「子どもの権利の実現を目指して」

(3) 人権教育行政担当者連絡協議会（人権教育行政担当者）

実施日	令和2年10月9日（金）（3密を避けて実施予定）
対 象	市町人権教育担当者及び首長部局の人権関係行政担当者
内 容	基調講演 人権課題実践発表（袋井市教育委員会）・グループ協議

(4) 人権教育指導者研修会（希望研修）

実施日	令和3年1月22日（金）（実施について検討中）
対 象	学校や地域社会において人権教育の指導的立場にある人や関係者
内 容	基調講演 人権課題別分科会（講義、研究協議、研究指定校実践発表）

3 人権教育の指導方法等の研究と普及

(1) 人権教育研究指定校における人権教育の研究（2年間の研究指定）

児童生徒および教職員の人権意識や人権感覚を高めるための研究を行うとともにその具現化を図り、成果を広く県内の学校に普及させる。

指定校	研究内容
県立稲取高等学校	外部専門家のアドバイスをもとに、人間関係づくりのために必要な行動や配慮について研修を進め、相手の立場や考えを尊重した行動をとることのできる生徒育成のためのプログラムを開発する。
裾野市立東中学校	教科指導において「主体的・対話的で深い学び」を実現することで、他の人の立場に立ち人の考えや気持ちなどを考える想像力や共感する力等を育成し、生徒の人権感覚や自己肯定感の向上を目指す。
袋井市立袋井南中学校	南の丘学園（幼小中一貫教育を進める本中学校区の名称）全体で教育活動に取り組む。南の丘学園幼小中一貫教育を終える卒業時において、生徒一人一人が「自分らしさ」に自信をもち、社会に貢献しようとする思いや態度を身に付けて社会に踏み出していく生徒の姿を目指す。

(2) 人権教育の手引き（指導資料）の活用

毎年度「人権の手引き」を22,500部作成し、管内公立小中学校、県立学校の全教職員に配付しており、各学校では児童生徒への人権教育、また教職員が人権課題の理解を深めるための資料として活用している。活用方法等については、教員対象の研修会等で取り上げ普及を図っている。

<令和2年度静岡県人権教育の手引き>

名 称	「想像しよう 共感しよう」－ 実践学習編 気付きから行動へ －
掲載内容	・子どもの人権・高齢者の人権・障害者の人権・同和問題・外国人の人権 ・インターネット問題・アイヌ・拉致問題・性の多様性・ハンセン病 ・ハラスメント・「見直しましょう、あなたの人権感覚」等

新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷を防ぐ取組

(教育政策課 人権教育推進室)

1 概要

新型コロナウイルス感染者等に対する誹謗中傷への対応が喫緊の課題となっていることから、県では、全庁を挙げてスピード感を持って取り組んでいくため、関係課による推進チームを立ち上げ、速やかに取り組むアクションを取りまとめた。

県教育委員会においても、これまでの取組を進めつつ、市町教育委員会及び県立学校に対し、児童生徒への指導に当たって、正しい情報に基づき冷静に行動すること、相手の気持ちに思いを向けて行動すること等について配慮するよう求めている。

2 教育委員会での取組例

- ・臨時休業中から再開後にかけて複数回、各県立学校あて、保健だより等により新型コロナウイルス感染症について正確な知識を伝達し、偏見や差別が生じないように指導するよう通知。
- ・「新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について」を県教育委員会ホームページ（以下「県教委HP」）に掲載（R2.5.27）
- ・教育長から児童生徒へのメッセージを県教委HPに掲載、県内の各公立学校（小・中・高・特別支援学校。以下同じ）に通知（R2.8.28、R2.8.31）
- ・ホームルームや授業での活用を目的とし、小学生・中学生・高校生それぞれに対応できるように新たに作成した教員向け人権教育指導資料（学習例）を県教委HPに掲載、県内の各公立学校にメールで周知（R2.9.2）

<教育長メッセージ>

児童生徒の皆さん。

短かった夏休みが終わり、二学期がスタートしました。皆さん、休みの間は、どのように過ごされたでしょうか。休みが短かったため、家族で旅行にも行けず、また猛暑が続いているので、ストレスを感じる方が多かったのではないのでしょうか。

まだしばらくは暑い日が続きます。体調に十分に気を付けて、友達と元気に楽しく学校生活をお過ごしください。

さて、私から皆さんに、お願いがあります。

新型コロナウイルス感染症が広がって行く中で、この病気と闘っている皆さん、最前線で治療にあたって下さっている皆さん、また、その家族の皆さん、県外から来訪された皆さんなどの間違った情報や悪口がインターネットなどを通じて広がり、当事者の方が深く傷つくようなことが最近多く見られています。

新型コロナウイルスについては、誰もが不安に思っています。このウイルスには、誰もが感染する可能性があります。克服する必要があるのは「ウイルス」であり、不安な気持ちに負けて、不確かな情報から「人」を非難するのは、決して許されないことです。

親友を思うことと同じように、誰に対しても思いやりのある行動をとり、みんな笑顔で学校生活を送ってほしいと思います。一人ひとりがやさしい気持ちを持ち、世の中の不安を変えていくことを心から願っています。

静岡県では、全ての人々が被害者にも加害者にもならない社会にしたい、という願いから、『「STOP！誹謗中傷」アクション推進チーム』を立ち上げました。

皆さんも、是非、私達と一緒に明るい郷土作りに向けて頑張りましょう。

令和2年8月28日

教育長 木苗直秀

研修による生徒指導支援

(総合教育センター)

1 趣旨

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことであり、児童生徒の「自己指導能力の育成」を目指すものである(「生徒指導提要」)。

このことを踏まえ、生徒指導上の課題解決には、「課題解決的な生徒指導」のみに頼ることなく、「成長を促す生徒指導」、「予防的な生徒指導」を全ての教育活動において展開することが必要である。

静岡県教員育成指標では、生徒指導力を「児童生徒理解を深め、健やかな成長を支援する力」としている。いじめ、虐待、不登校、人間関係などの児童生徒の抱える諸課題だけでなく、日常生活における様々な生徒指導上の課題に対して、確かな児童生徒理解に基づく実践が求められる。そのため教員は、児童生徒理解、教育相談的な関わり、特別な支援を必要とする児童生徒への合理的配慮、集団づくりや人間関係づくり、保護者や外部機関との連携などに係る資質能力の一層の向上を図らなければならない。

各研修においては、教員のキャリアステージや役割に応じた基礎基本と専門性に係る資質能力を育成する。特に、悉皆研修・推薦研修では、生徒指導や教育相談の考え方、専門的な知識・技能、生徒指導をめぐる諸課題について研修を深め、学校・地域における生徒指導の推進者としての資質能力の向上を図る。また、希望研修では、様々な生徒指導上の課題に対応できる内容とし、日々の教育活動に対する実践的指導力を育成する。

2 生徒指導に係る教員研修(令和元年度実績)

【年次別研修の生徒指導に関する講義・演習等】

校種	研修名	主な内容等
小中学校	初任者研修	生徒指導、教育相談
	中堅教諭等資質向上研修	教育相談、学校と警察の連携
高等学校	初任者研修	ホームルーム経営、生徒指導、教育相談
	中堅教諭等資質向上研修	教育相談、学校と警察の連携
特別支援学校	初任者研修	教育相談
	6年次研修	生徒指導
	中堅教諭等資質向上研修	教育相談、学校と警察の連携

【その他の研修】

研修名 (回数：日数)	目的	参加者	A評価比率 (%)※
静岡県の生徒指導研究協議会(2会場) 【悉皆】(1回：1日)	生徒指導上の諸問題について理解を深めるとともに、問題行動等の未然防止に向けた、各学校や家庭、地域社会における具体的な取組について研究協議することにより、校内の生徒指導体制の充実・強化に役立てる。	小中教員 469人	目標達成度 87 内容満足度 84

研修名 (回数：日数)	目的	参加者	A評価比率 (%) ※
生徒指導総合研修 【推薦】(3期：5泊8日)	生徒指導の考え方、専門的な知識・技能や生徒指導をめぐる諸課題について研修することを通して、学校・地域における生徒指導の推進者としての資質の向上を図る。	小中高特教員 30人	目標達成度 94 内容満足度 93
学級経営力向上研修 【希望】(1回：1日)	学級経営に関する指導方法等についての講義・演習を通して、学級経営の基本姿勢や指導技術等を身に付け、指導力の向上を目指す。	小中高特教員 93人	目標達成度 58 内容満足度 84
教育相談の基本姿勢 ー聴くということー 【希望】(1回：1日)	教職員として身に付けるべき教育相談の基本姿勢(カウンセリングマインド)と、それを基盤とした実践的な子どもや保護者への対応の在り方を学ぶことを通して、生徒指導・教育相談を行う上での資質の向上を図る。	幼小中高特教員 14人	目標達成度 95 内容満足度 86
学校現場で知っておきたい精神医学の知識 【希望】(1回：1日)	児童生徒の精神疾患の疑い等について、専門的な知識の理解を深め、生徒指導・教育相談を行うための資質の向上を図る。	小中高教員 28人	目標達成度 70 内容満足度 71
不登校の「未然防止」 「早期発見・早期対応」 研修 【希望】(1回：1日)	不登校の「未然防止」「早期発見・早期対応」の重要性を理解し、多面的・多角的に生徒を観察するための新たな視点を持つとともに早期に対応するための意識を高める。	小中高特教員 24人	目標達成度 86 内容満足度 88
保護者との効果的な教育相談①② 【希望】(2回：1日)	保護者と良好な関係を築くための、教育相談的な関わり方についての知識や理解を深め、教育相談を行うための資質の向上を図る。	幼小中高特教員 71人	目標達成度 81 内容満足度 92
明日から使える学校カウンセリングスキル 【希望】(1回：1日)	実践的な学校カウンセリングスキルを学ぶことによって、子どもや保護者と教育相談を行う上での資質の向上を図る。	幼小中高特教員 33人	目標達成度 80 内容満足度 85
不登校対応におけるチーム支援の在り方 【希望】(1回：1日)	校内において、A-Pシートを活用したケース会議を行い、不登校児童生徒に対してチーム支援の体制づくりを進めていく推進者としての資質の向上を図る。	小中高特教員 27人	目標達成度 90 内容満足度 89

※受講者アンケートによる把握

「人間関係づくりプログラム」の活用

(義務教育課)

1 目的

児童生徒のいじめ、暴力行為等の問題行動や不登校の未然防止のため、発達段階に応じてソーシャルスキルトレーニング、構成的グループエンカウンター※、アサーショントレーニング※、ストレスマネジメント等を組み合わせた「人間関係づくりプログラム」を実施するとともに、測定結果を指導に活用し、児童生徒のよりよい人間関係を築くことを目的とする。

※構成的グループエンカウンター：集団による学習体験を通して、本音と本音の交流や感情交流ができる親密な人間関係づくりを援助するための手法をいう。

アサーショントレーニング：アサーション＝断言・表現。他者の感情に配慮した自己表現方法を身に付けるための手法をいう。

2 取組内容

(1) 「人間関係づくりプログラム」の概要

ア ねらい

小学校1年生から中学校3年生までの9年間で、系統的に人間関係づくりの基本的なスキルを身に付けさせることによって、予防的生徒指導の充実を図る。

イ 構成等

- ・各学年ごとに、習得を目指すスキル※に対応した4つのエクササイズを、実施しやすいように指導案の形式で、使用するワークシートとともに作成。

※「出会いのスキル」「上手に相手の話を聞くスキル」「自分の意見や考えをはっきり伝えるスキル」「自分の気持ちをコントロールして対応するスキル」の4つ

- ・プログラムの実施により、その集団の傾向や個人の特性を把握し、その後の指導に生かすことができる。また、プログラム実施の前後の児童生徒への質問調査により、プログラムの効果を測定することができる。

(2) 取組状況

- ・生徒指導担当者の研修会等における活用の呼び掛け
- ・県内市町の適応指導教室における、スクールカウンセラー等による当プログラムの活用

(3) 取組の成果（研究指定校での反応）

- ・人間関係づくりプログラムの計画的な実施により、学校全体における意図的な働き掛けを意識した指導・支援する体制づくりと、若手教員を中心とした個別支援の視点も踏まえた学級経営の指導力向上に役立てることができた。
- ・測定結果から数値の低下が見られた児童に対して意図的な支援や丁寧なかかわりを行い、児童が抱えていた問題をつかみ、適切な支援につなげることができた。その後、測定結果に改善が見られ、また、「スキル」と「信頼感」のバランスが向上した。

スクールカウンセラーの活用

(義務教育課・高校教育課)

I スクールカウンセラー配置の目的

不登校やいじめ等、生徒指導上の諸課題に対応するため、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者（以下「スクールカウンセラー等」という。）を学校に配置し、教育相談体制の整備・充実を図る。

II 小中学校の状況

1 取組の内容

(1) 小・中学校への配置

スクールカウンセラー等は、校長等の指揮監督の下で以下の職務を行っている。

ア 教職員の研修における指導・助言

イ 児童生徒へのカウンセリング

ウ カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助

エ 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供

オ その他、市町教育委員会、学校及び総合教育センターが要請する児童生徒のカウンセリング等に関連する業務

カ 重篤な事故・事件が発生し、学校を支援する必要が生じた場合の緊急対応

(2) 緊急支援派遣対応

重篤な事案（災害、事件、事故の際の被害者となった等）が発生した際に、市町教育委員会からの要請に応じてスクールカウンセラーを派遣し、当該児童生徒の心のケアに当たる。

(3) 研修会の開催（講演、講義、演習、協議等）

全スクールカウンセラー等を対象とした連絡協議会及び研修会の実施

1、2年目のスクールカウンセラー等を対象としたスキルアップ研修会の実施

(4) スーパーバイザーの設置

特に豊富な知識・経験を有するスーパーバイザーを県内に4人配置し、1、2年目のスクールカウンセラーや複雑な事案への助言、研修会における講義等を行う。

2 県内の配置状況（令和2年度）

(1) 任用形態等

ア 資格等

○スクールカウンセラー

公認心理師、臨床心理士、精神科医、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する大学教員等を任用。

○スクールカウンセラーに準ずる者

心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務に係る経験を有する者等（退職教員など）を任用。

(2) 人数 131人（スクールカウンセラー91人、スクールカウンセラーに準ずる者40人）

(3) 配置方法 原則として、中学校区ごとに同じスクールカウンセラー等が担当

中学校 170校・小学校 317校・義務教育学校 1校 ※県内 33市町の全校に配置

3 成果と課題

(1) 成果

- ・児童生徒や保護者への支援や教職員への助言等において、校内で欠かすことのできない存在として活躍しているスクールカウンセラー等が多い。
- ・本県では、スクールカウンセラー等を中学校区ごとに配置している。小学校で関わったスクールカウンセラー等と中学校でも関わられることは、子どもや保護者にとっての大きな安心感につながり、「学区のスクールカウンセラー」として、小・中学校9年間を見通した支援が可能になっている。また、定期的な連絡協議会や小中合同のケース会議等にスクールカウンセラー等が参加することにより、小中連携の推進や、問題の早期発見・早期対応につながっている。

(2) 課題

- ・特に大規模校や小学校におけるニーズの高まりが顕著であるため、予算の増額に努め、各学校への配置時数を拡充する必要がある。
- ・同様の理由から、スクールカウンセラーの人材確保及び資質向上に努める必要がある。

＜スクールカウンセラー等の配置数、相談・助言件数の推移＞ (件)

年度	27年度		28年度		29年度		30年度		R1年度	
人数	122人		121人		125人		129人		126人	
相談・助言件数	99,327		112,564		110,457		103,589		105,022	
内訳	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
児童生徒(相談)	14,489	15,267	13,088	20,138	13,823	13,823	13,823	18,389	13,255	18,530
保護者(相談)	13,378	11,626	16,626	12,916	16,081	16,081	16,081	10,026	17,171	10,906
教職員(助言)	23,743	20,824	24,669	25,127	23,317	23,317	23,317	21,953	24,636	20,524
計	51,610	47,717	54,383	58,181	53,221	53,221	53,221	50,368	55,062	49,960

＜相談・助言内容 (R1年度)＞

	小学校児童生徒	小学校保護者	小学校教職員	中学校児童生徒	中学校保護者	中学校教職員
1位	20% 友達	18% 発達上問題	20% 発達上問題	18% 友達	21% 不登校	18% 不登校
2位	17% 家族	16% 健康・保健	15% 健康・保健	17% 学習・進路	17% 健康・保健	17% 健康・保健
3位	14% 健康・保健	14% 家族	15% 家族	17% 健康・保健	15% 学習・進路	13% 家族

Ⅲ 高等学校の状況

1 配置・取組の状況 (令和2年度)

(1) 拠点校及び重点巡回校

スクールカウンセラーを拠点校24校に配置し、拠点校及び重点巡回校7校を中心に対応。拠点校・重点巡回校以外の学校の生徒についても学校からの要請に応じて対応する。

(2) 時間数 拠点校に年間150時間、重点巡回校に年間25時間を配当、それ以外に40時間を他校からの要請にあてる。(34人で対応)

(3) スクールカウンセラーの資格

- ・公認心理師、臨床心理士、精神科医、大学教授及び県が同等の知識・経験と認める者
- ・スクールカウンセラーに準ずる者(文部科学省の基準による)

2 成果と課題

(1) 現状と成果

心の健康問題についてカウンセリングを必要とする生徒が増加傾向にあるとともに、それらに起因するいじめ、不登校等に対する専門的な知見に基づく支援の必要性もあるため、各学校におけるニーズは非常に高まっており、その期待は大きい。

＜相談対応実績＞ (時間・件)

年度	総時間数	対応総件数	内訳				
			生徒	保護者	教職員	研修	打合せ等その他
R1年度	3,045	3,649	1,437	624	1,154	13	450
H30年度	2,998	3,187	1,283	291	998	19	596
H29年度	2,716	2,932	1,197	316	1,105	12	302
H28年度	2,546	2,772	1,238	346	769	16	403
H27年度	2,396	2,466	1,196	300	642	29	299

(2) 課題

発達障害等が疑われる生徒が増加し、教員では判断が難しいケースが増えている一方、専門機関への相談には時間を要することから、即時対応が可能なスクールカウンセラーの支援が更に必要であること、また中学校時にカウンセリングを受けていた生徒及び保護者への継続支援も必要であるが、適切な人材の確保が困難なことや経費等の点で、ともに十分な対応が難しい状況にある。

スクールソーシャルワーカーの活用

(義務教育課・高校教育課)

I スクールソーシャルワーカー配置の目的

問題を抱えた児童生徒に対し、教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーにより、生育歴や家庭環境等児童生徒を取り巻く環境を含めた包括的なアセスメントとプランニングの視点から、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る。

II 小・中学校の状況

1 取組の内容

(1) 市町教育委員会への配置

市町内の学校数に応じて、スクールソーシャルワーカーを配置。

スクールソーシャルワーカーは以下の職務を行う。

- ア 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- イ 関係機関とのネットワークの構築、連携・調整
- ウ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- オ 教職員への研修活動

(2) 研修会等の開催

全スクールソーシャルワーカーを対象とした協議会・研修会を年5回開催、講演、講義、協議、配置市別個別相談等を行う。

(3) スーパーバイザーの設置

特に豊富な知識・経験を有するスーパーバイザーを県内に3人配置し、協議会等においてスクールソーシャルワーカーへの指導・助言などを行う。

2 県内の配置状況（令和2年度）

人数 45人

- ・社会福祉士、精神保健福祉士等、福祉に関する専門的な資格を有する者
- ・福祉又は教育の分野における専門的な知識及び技術を有する者 により構成

3 成果と課題

(1) 成果

- ・配置人数や配置時間の増加により、スクールソーシャルワーカーを含めたチーム支援が進んでおり、支援対象児童生徒数、ケース会議回数、連携した関係機関の件数が増加している。
- ・スクールソーシャルワーカーを交えたケース会議の実施により、対象児童生徒が抱える問題とその背景を教職員が共有し、問題解決に向けた支援の役割分担を明確にすることができた。

(2) 課題

- ・スクールソーシャルワーカーの効果的な活用について、市町により差がある。
- ・スクールソーシャルワーカーの人材確保と資質の向上に向けて、スキルアップやスーパーバイズ等、より充実した支援を進める必要がある。

<平成 27～令和元年度の状況>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
SSW の配置人数	24 人	33 人	36 人	40 人	45 人
1 年間で支援対象となった児童生徒	1,462 人	2,206 人	2,377 人	2,467 人	3,323 人
1 年間で支援した問題と支援状況の上位	①家庭環境の問題 (23.9%) ②不登校 (20.2%) ③発達障害等に関する問題 (19.5%)	①不登校 (24.5%) ②家庭環境の問題 (18.3%) ③発達障害等に関する問題 (15.6%)	①不登校 (22.9%) ②家庭環境の問題 (22.6%) ③発達障害等に関する問題 (14.5%)	①不登校 (22.5%) ②家庭環境の問題 (20.4%) ③発達障害等に関する問題 (14.3%)	①家庭環境の問題 (23.9%) ②不登校 (20.2%) ③発達障害等に関する問題 (19.5%)
ケース会議の回数	399 回	927 回	977 回	1,009 回	958 回
関係機関との連携	286 件	977 件	1,022 件	1,017 件	1,545 件

※SSW：スクールソーシャルワーカーの略

Ⅲ 高等学校の状況

1 配置・取組の状況（令和 2 年度）

- (1) 拠点校 三島長陵高校、静岡中央高校、浜松大平台高校の 3 校
拠点校以外の生徒についても学校からの要請に応じて対応する。
- (2) 時間数 1 校当たり週 10 時間×35 週の配置を基準とする。（7 人で対応）
- (3) スクールソーシャルワーカーの資格
 - ・社会福祉の専門家（社会福祉士、精神保健福祉士等）
 - ・上記に準ずる者（教育関係経験者）

2 成果と課題

(1) 現状と成果

生徒の問題行動の背景には、心の健康問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など生徒の置かれている環境の問題がある。また、近年、生徒の問題行動においては、その原因は一つではなく複数の要因が複雑に絡み合い、学校だけでは問題の解決が困難な事案も多く、積極的に関係機関と連携した対応が求められるため、各学校におけるニーズは非常に高まっており、その期待は大きい。

<相談対応実績（令和元年度）>

学校名	支援対象生徒数 (延人数)	教員等とのケース会議回数 (扱った事例数・実数)
三島長陵	27 人	28 回（9 件）
静岡中央	169 人	34 回（36 件）
浜松大平台	94 人	133 回（55 件）

（他機関との連携が必要な事例等についてケース会議で検討）

(2) 課題

発達障害等が疑われる生徒の増加に伴い、教員では判断が難しいケースが増加しており、専門機関と連携した適切な対応が必要不可欠であることから、スクールソーシャルワーカーの更なる配置拡充が求められるが、適切な人材確保が困難なことや経費等の点で対応が難しい状況がある。

スクールロイヤーの活用

(義務教育課・高校教育課)

1 設置の目的

小・中・高等学校において、法的側面からのいじめ予防教育や、生徒指導に関する学校からの法的相談等に対応するため、令和2年4月に県教育委員会と県弁護士会で締結した協定に基づき、法律の専門家（以下「スクールロイヤー」という。）の活用を図り、各学校におけるいじめの予防教育の推進支援や生徒指導上の諸課題の解決支援を行う。

2 スクールロイヤーとは

学校現場で発生する様々な問題に対して、「子どもの最善の利益」の観点から、教育や福祉、子供の権利等の視点を取り入れながら、常に中立的立場で助言する弁護士をいう。

3 令和2年度の取組

(1) 小・中学校における取組

ア 教職員等を対象とした研修の実施

小・中学校の生徒指導担当教諭、市町教育委員会生指導担当指導主事等を対象に、いじめの法律上の取扱いや、いじめ等の未然防止対策などに関する講義や、適切な初期対応等について相談事案を用いた検証・助言等を行う。

イ いじめ等に係る法律相談

原則として毎月2回の相談日を設定し、事前に申し込んだ小・中学校及び市町教育委員会に対して、面談や電話により、生徒指導事案や保護者対応等について、法的側面に基づいた指導・助言を行う。

○相談内容の区分例

【問題行動等への対応】

- ・ 触法、非行、暴力、性加害等の問題行動
- ・ いじめ
- ・ 児童虐待
- ・ 少年鑑別所、児童自立支援施設、少年院等から学校への復帰
- ・ 出席停止及び懲戒処分
- ・ 障害のある児童生徒への対応
- ・ 重大な少年事件やいじめ、自殺事件等への対応

【保護者対応】

- ・ 保護者の過剰な要求への対応
- ・ 生徒の権利保護の視点からの指導・助言

【その他】

- ・ 学校運営上支障があるもの

(2) 高等学校・特別支援学校における取組

ア 「いじめ予防授業」の実施

生徒を対象に、いじめに対する正しい認識と理解を高めるための授業を実施。

イ 対応事例への助言・指導

生徒指導担当教職員による研究会の場で、いじめ等への対応について、法的側面から有効性を検証する。

ウ 法律相談

各学校で法的側面に基づく指導・助言を受ける必要が生じた際に、電話や県内3会場での面談、学校に出向くなどにより、法律相談を実施して、問題の早期解消を図る。

4 令和元年度の取組

令和元年度、県立高校において、国委託事業（「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」）の採択を受け、「いじめ防止対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究」として実施した。

(1) 実施状況

項目	内容			
いじめ予防に関連する授業及び研修	<ul style="list-style-type: none"> いじめ予防・人権意識醸成に資する授業（5回） 教職員研修「体罰が容認されていた教育から子どもの人権を配慮した教育へ」「いじめの法的責任」（3回） 			
法令に基づく対応の徹底	いじめ防止対策に対する指導・助言（10地区計15回） <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策推進法に基づく対応の徹底 重大な少年事件（警察逮捕事案など）での学校に求められる対応 校則の見直しと人権問題 保護者とのトラブルなどで、学校が（教員が）知っておくべき法的な観点 			
法律相談体制の設備	学校対象の法律相談の実施（東・中・西3地区×7回）			
	内容	件数	内容	件数
	触法、非行、暴力、性加害等	8	障害のある児童生徒への対応	2
	いじめ事案	5	重大事件・いじめ・自殺等対応	1
	児童虐待	3	保護者の行き過ぎたクレーム	14
	出席停止及び懲戒処分	3	その他（校則、退学受理など）	18
		計	54	

(2) 成果と課題

ア 成果

- いじめ防止対策推進法に基づく対応や、重大な少年事件（警察逮捕事案など）での学校に求められる対応など具体的な相談ができた
- 校則の見直し、保護者とのトラブルなどで学校が（教員が）知っておくべき法的な観点を知ることができた

イ 課題

- 相談日が限られているため、即時的な相談ができない。
- 遠方の学校から相談会場に行きにくい。
- 本来は、人権意識の醸成をしていじめ防止などを未然に防ぐことが大切であり、弁護士はそこへの取組を求めているが、実践校は伸びていない。

教育相談事業

(総合教育センター)

I 面接相談

1 概要

目的	面接相談及び面接者専用の電話相談を通して、子供の心身の健全な成長が図られるように、子供、保護者、教員等を支援する。
対象	幼児、児童、生徒、保護者、教員等
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校、学校生活への不安など、子供の心と教育全般に関する教育相談 ・ 特別な教育的支援を必要とする子供の教育相談
実施場所・日	沼津視覚特別支援学校（沼津市）水・金曜日 9～16 時 県総合教育センター（掛川市）月～金曜日 9～17 時 ※ともに電話による事前予約制
相談員等	○相談員：指導主事及び非常勤職員が相談に対応する ○教育相談顧問（精神科医・臨床心理士・臨床発達心理士）、 心理検査員（臨床心理士） ：月に数回、相談員への専門的指導、深刻な相談への対応のほか、県内他機関の相談員への助言・指導も行う。

2 相談状況

(1) 受理件数、相談回数、来談者数

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受理件数	223 件	230 件	218 件	204 件	191 件
相談回数 (延べ回数)	1,493 回	1,376 回	1,364 回	1,160 回	1,096 回
来談者数 (延べ人数)	2,228 人	2,040 人	2,010 人	1,766 人	1,625 人

(2) 相談の内容別内訳

区 分	平成 30 年度		令和元年度	
	受理件数	割合 (%)	受理件数	割合 (%)
不登校	107	52.5	100	52.4
いじめ	1	0.5	2	1.0
集団不適應	6	2.9	2	1.0
進路・適性	7	3.4	5	2.6
学校生活	26	12.7	35	18.4
非行	0	0	1	0.5
学業不振	2	1.0	3	1.6
情緒障害等	13	6.4	9	4.7
その他	42	20.6	34	17.8
計	204	100.0	191	100.0

(3) 相談の校種別内訳

区 分	平成 30 年度		令和元年度	
	受理件数	割合 (%)	受理件数	割合 (%)
小学生	69	33.8	60	31.4
中学生	65	31.8	63	33.0
高校生	62	30.4	64	33.5
その他	8	4.0	4	2.1
計	204	100.0	191	100.0

(4) 相談の障害別内訳（相談のあった障害種のみ）

区 分	平成 30 年度		令和元年度	
	受理件数	割合 (%)	受理件数	割合 (%)
知的	1	2.4	2	6.7
LD	2	4.9	2	6.7
ADHD	6	14.6	3	10.0
自閉症スペクトラム症	28	68.3	22	73.3
その他	4	9.8	1	3.3
計	41	100.0	30	100.0

<状況>

- 令和元年度は平成 30 年度と比べ、受理件数が 13 件、相談回数が 64 件、それぞれ減少した。
- 面接相談の内容別内訳は、不登校による相談割合（52.4%）が最も高く、昨年度と同じ傾向であるが、学校生活に関する相談割合（18.4%）が増加した。
- 面接相談の校種別内訳は、高校生の割合（33.5%）が最も高かったが、小・中・高、それぞれ 3 割前後というのは、例年どおりの傾向である。
- 障害に関する相談は、昨年度より 11 件減少し 30 件である。自閉症スペクトラムと診断されている児童生徒の割合（73.3%）が最も高く、次いで ADHD（10.0%）となるのは例年どおりの傾向である。

Ⅱ 電話相談

1 概要

名 称	教育相談ハロー電話「ともしび」	24時間子供SOSダイヤル
目 的	電話相談を通して、子供の悩みや保護者等の教育上の悩みに耳を傾け、共に考えながら、自ら解決していくことができるように支援する。	いじめ等に悩む児童生徒及びその保護者等からの夜間及び年末・年始の電話相談に対応し、教育相談体制の充実を図る。(全国各県に設置)
相談対象・内容	青少年： 生活・学習・進路・性格等の悩み 保護者等(就学前の子供の保護者を含む)： 子どもの学校生活や家庭教育に関する悩み	対象：県内在住の児童生徒・保護者等 内容：児童生徒のいじめの問題等に関すること
実施日時	平日：午前9時～午後5時 (年末年始を除く)	平日：午後5時～翌日午前9時 土日休日、年末年始(12/29～1/3) ：午前9時～翌日午前9時
回線等	・沼津・静岡・掛川・浜松の4局に5回線を設置 ・上記時間帯の「24時間子供SOSダイヤル」への着信にも対応	フリーダイヤルを設置
相談員等	指導主事、非常勤職員(5人)、ボランティア電話相談員*(8人) (※一般から公募し、書類・面接による審査に合格した方に対して相談員養成研修(10月～12月全6回)を実施。研修修了後、資質があると認めの方を1～3月の期間、ボランティア電話研修員として委嘱。)	業務委託で実施 ・相談員は実務経験有又は教職経験者などの要件に合致する者とする ・臨床心理士の資格を有する責任者を1名以上配置し、常時、相談員へ指導できる体制をとる ・受託業者が相談員に必要な研修を実施

2 相談状況

○ 教育相談ハロー電話『ともしび』(平日昼間)

(1) 年度別相談件数

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受 理	3,083	3,510	3,871	3,210	3,059	2,686
無 言	1,986	1,848	2,146	1,407	1,597	1,633
計	5,069	5,358	6,017	4,617	4,656	4,319

(2) 相談者内訳

区 分	平成30年度		令和元年度	
	件 数	割合(%)	件 数	割合(%)
小学生	6	0.2	7	0.3
中学生	33	1.1	50	1.9
高校生	118	3.8	108	4.0
青 年	71	2.3	43	1.6
保護者	531	17.4	740	27.5
一般成人	2,300	75.2	1,738	64.7
計	3,059	100.0	2,686	100.0

(3) 青少年の相談内容（件数）

相談内容	平成30年度		令和元年度					
	4月～3月		4月～3月					
	合計	割合(%)	小学生	中学生	高校生	青年	合計	割合(%)
学業	3	1.3	1	1	3	0	5	2.4
進路・適性	8	3.5	0	2	14	4	20	9.6
不登校	8	3.5	0	0	1	0	1	0.5
いじめ	19	8.3	0	3	8	1	12	5.8
学校生活	23	10.1	1	1	9	0	11	5.3
友人関係	44	19.3	2	7	14	5	28	13.5
教職員との関係	—	—	2	0	3	1	6	2.9
情緒不安	13	5.7	0	1	2	5	8	3.8
その他	110	48.3	1	35	54	27	117	56.2
合計	228	100.0	7	50	108	43	208	100.0

(4) 相談対象者別にみる保護者等からの相談内容（件数）

相談内容	平成30年度		令和元年度						
	4月～3月		4月～3月						
	合計	割合(%)	乳幼児	小学生	中学生	高校生	青年	合計	割合(%)
進路・適性	42	7.9	2	5	6	12	75	100	13.5
不登校	71	13.4	0	8	18	24	1	51	6.9
いじめ	47	8.9	0	12	23	9	1	45	6.1
学校生活	108	20.3	2	20	10	16	5	53	7.2
友人関係	34	6.4	1	20	6	10	2	39	5.3
教職員との関係	—	—	1	13	14	8	0	36	4.9
性格・行動	31	5.8	1	4	7	6	10	28	3.8
家庭教育	72	13.6	2	43	17	13	134	209	28.2
その他	126	23.7	9	34	23	35	78	179	24.1
合計	531	100.0	18	159	124	133	306	740	100.0

○ 24時間子供SOSダイヤル（平日夜間・土日休日・年末年始）令和元年度実績

相談項目	家庭環境(除虐待・貧困)	友人関係	心身の健康・保健	いじめ	教職員との関係	学業・進路	不登校
小学校	221	73	21	45	35	8	2
中学校	35	51	30	42	25	10	16
高等学校	29	58	63	12	17	39	15
特別支援学校	0	0	0	0	1	0	0
校種不明	8	6	8	4	1	2	1
合計	293	188	122	103	79	59	34

(件)

相談項目	虐待	発達障害等	非行・不良行為	暴力行為	性的被害	貧困	その他	合計
小学校	16	5	1	1	0	0	115	543
中学校	5	2	4	1	1	0	27	249
高等学校	5	7	8	4	0	0	37	294
特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	1
校種不明	4	1	0	0	2	0	229	266
合計	30	15	13	6	3	0	408	1,353

Ⅲ 学習支援

1 概要

名 称	学習支援室「ステップ バイ ステップ」
目 的	不登校の児童生徒への支援の一方策として、学習意欲のある児童生徒に、教科の学習支援を行う。(学校に復帰させることではなく、不登校児童生徒の学習機会の確保と学習支援を目的とする。)
支援対象	不登校の小学生・中学生
支援内容	児童生徒一人一人の習熟の程度に応じた教科学習を、国語、算数・数学、社会、理科、英語を中心として、教科書等を使用して進める。
会場・日時	・沼津視覚特別支援学校（沼津市）毎週金曜日 午前9時30分～午後3時30分 ・県総合教育センター（掛川市）毎週水曜日 午前9時30分～午後3時30分
支援員等	・学習支援ボランティアが対応 公募した社会人、大学生等に面接及び事前研修を行い、資質があると認められた方に委嘱している。(令和元年度 23 人)

2 児童生徒の通室状況

(1) 年度別児童生徒の通室状況

年度	H27	H28	H29	H30	R1
開室日数	83日	87日	87日	89日	86日
通室者人数	31人	23人	32人	17人	17人
通室者延人数	399人	282人	381人	225人	242人

(2) 通室児童生徒の校種・学年別内訳

校種	学年	平成 30 年度		令和元年度	
		人数	割合 (%)	人数	割合 (%)
小学校	1	0	11.8	0	47.1
	2	0		1	
	3	1		1	
	4	1		2	
	5	0		3	
	6	0		1	
	計	2		8	
中学校	1	4	88.2	5	52.9
	2	3		2	
	3	8		2	
	計	15		9	
合計		17	100.0	17	100.0

<状況>

- ・令和元年度の通室児童生徒数は 17 人で、平成 30 年度と同数であった。
- ・通室延べ人数は、平成 30 年度から 17 人増加した。学校には行くことができない子供が、居場所の一つとして利用していることが考えられる。
- ・校種別では、平成 30 年度と比較して小学生の利用が増加した。

SNSを活用した相談体制

(教育政策課・障害福祉課)

1 目的

いじめ等をはじめとする子供たちの悩みが深刻化する前に気軽に相談できる窓口として、若い世代が使い慣れているSNSを活用した相談体制を設ける。

2 事業実施状況

(1) 令和元年度

ア 事業体制

	教育委員会 SNSを活用した相談体制構築事業	(参考) 健康福祉部 若者こころのSOSサポート事業
相談期間	年間80日(7月～3月の土日祝日) ※年末年始を除く	年間30日(10日×3期間) 5月20～24日、27～31日 8月19～23日、26～30日 3月18～20日、23～27日、30～31日
時間	17時～21時	15時～21時
対象	小・中・高校生	39歳以下の若者(若年者自殺対策)
委託先	ダイヤル・サービス株式会社	同左

イ 相談の状況(教育委員会対応分)

○年間相談件数

	教育委員会	(参考) 健康福祉部		
		5月	8月	3月
件数	441件	465件	154件	148件

○月別相談件数(件)

月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	137	62	73	35	19	26	44	28	17

○校種別件数(件)

校種	小学生	中学生	高校生	不明
件数	6	123	296	16

○男女別件数(件)

性別	男性	女性	不明
件数	60	356	25

○相談内容別件数（件）

項目	件数	項目	件数
友人関係	106	教職員関係	17
心身の悩み	80	いじめ	12
学業・進路	48	不登校	1
家庭環境・児童虐待	43	その他の内容	82
恋愛	28	無応答	24

○対応の状況

- ・「ありがとうございます」「また悩みを聞いてもらって良いですか」等のメッセージで相談を終了しているものが多く見られることから、この相談を通じて気持ちが救われた者が一定数いる相談ツールとしての効果は感じられた。
- ・相談員が、「あなたの悩みはこういうことなのかな？」といった促しを通じて問題の整理を相談者と一緒に行うことで、相談者が教員や友人、保護者等に相談する後押しすることができた。
- ・一見、「ひやかし」「いたずら」のような相談からスタートしたものの、メッセージのやりとりを行う中で心を開き、悩みを打ちあけるケースもあった。

(2) 令和2年度

ア 事業体制

教育委員会と健康福祉部の両事業を統合した（事業主体は健康福祉部）。

学校に対する広報や高校生以下の児童生徒等に関する緊急事態発生時の対応等について、引き続き両者が連携して事業を進めている。

相談期間	・土日祝日（4～3月）	・平日（6～3月） ・長期休み明け（5月、8月、3月） 各10日間
時間	17時～21時	15時～21時
対象	39歳以下の若者	

イ 相談の状況（4～7月分）

○月別相談件数（件）

月	4月	5月	6月	7月	合計
日数	9日	23日	30日	31日	93日
件数	43	285	500	305	1,133

○男女別件数（件）

性別	男性	女性	不明
件数	180	842	111

○年齢層別件数（件）

年齢	12歳以下	13～15歳	16～18歳	19歳以上	不明
件数	78	448	346	90	171

○相談内容別件数（件）

項目	件数	項目	件数
いじめ	49	性・からだのこと	116
不登校	11	ハラスメント	0
人間関係・性格の悩み	470	引きこもりに関すること	4
学校・教員の対応	32	ひやかし	16
学業の悩み	60	相談後のお礼	5
進学・就職の悩み	57	その他(雑談、分類不能等)	137
家族に関すること	96	無応答	41
異性に関する悩み	39		

青少年を取り巻く有害情報環境対策事業

(社会教育課)

1 概要

情報化の急速な進展により、青少年が携帯電話やパソコンを利用する機会が増加しているため、適切な利用方法を周知啓発するなど、有害情報環境対策に取り組んでいる。

2 県内の小・中・高校生の携帯電話等の保有率

	小学校	中学校	高 校	備 考
携帯電話 ・スマートフォン	49.4% (52.6)	79.5% (76.7)	99.4% (99.2)	()は平成30年度 末調査結果
うち スマートフォン	28.1% (25.6)	69.2% (62.9)	97.6% (95.5)	

『有徳の人づくり』アクションプラン』に関する令和元年度末学校対象調査

3 事業内容

(1) 小中学校ネット安全・安心講座

○「親子で話そう！ケータイ・スマホルール」(家庭でのルールづくり)の啓発や、フィルタリングの普及を図る講座を開催

対 象	小学校3～6年生、中学校1～3年生、保護者、教職員
講 師	携帯電話事業者等のインストラクター
実 績 等	<令和元年度>講座：173回、受講者計：30,197人

(2) 「ケータイ・スマホルール」アドバイザー養成講座

○正しく安全なネット利用について、「家庭で話し合ってルールを作る」ことの大切さを伝えるアドバイザーを養成

時 期 ・ 会 場	9～10月、東部・中部・西部の3会場
対 象	P T A関係者、家庭教育支援員 等
実 績 等	<令和元年度>アドバイザー登録者：142人、啓発人数20,305人

(3) 「親子で話そう!!わが家のケータイ・スマホルール」カレンダー

○家庭での具体的なルール作りを普及するカレンダーを作成し、配布

対 象	主に新小学校4年生、新中学校1年生の全保護者
配 布 部 数	82,000部

スクールネットパトロール事業

(高校教育課)

1 要旨

インターネットを通じて行われるいじめ問題に対応するため、専門業者に委託して、インターネットサイト上における生徒の書き込みについて監視、調査を行い、不適切な書き込み等についてはプロバイダーに削除依頼をする。県内県立・私立学校ともに対象としている。

2 令和元年度事業実績

(1) 検出結果 (5～3月分 県立・私立総検出数 2,414 件)

ア 検出結果の分類とその対応

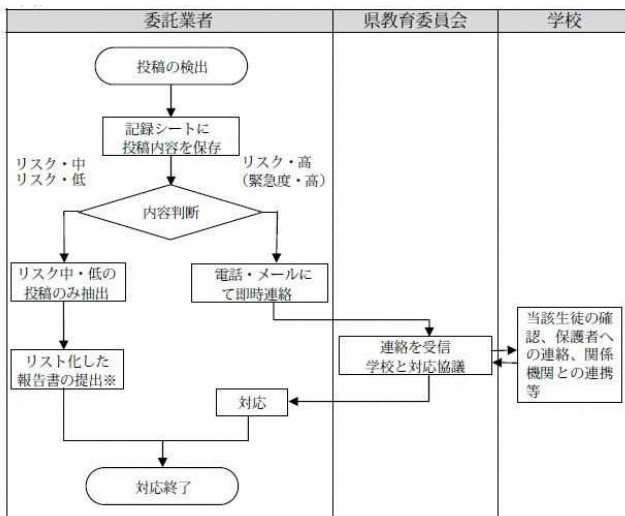
リスクレベル	検出数	学校の対応	主な投稿内容
高	0	事実確認を行い、書き込みの削除を含め当該生徒を指導した。	個人を特定可能な情報、他者の情報等
中	758		
低	1,656		

イ 学校の対応

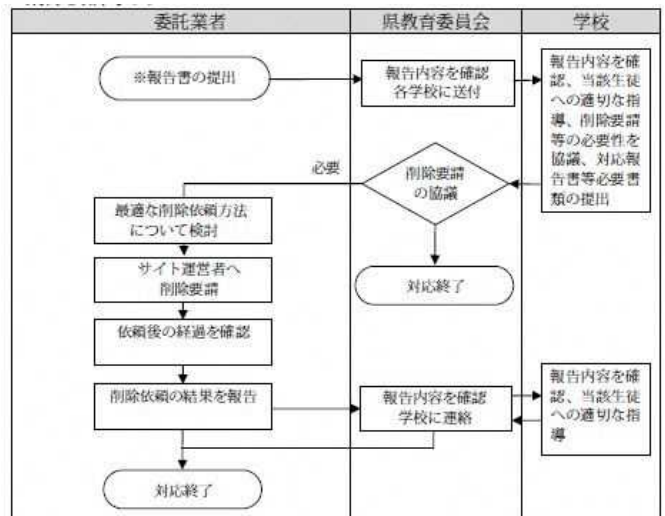
検出結果では投稿した生徒が特定されているため、各学校が当該生徒に書き込み等を削除するよう指導したり、全校集会や学級等において注意喚起を図ったりするなど適切に指導した。

(2) 問題のある書き込み等を発見した場合の対応の流れ

ア 書き込みを発見した場合



イ 削除依頼があった場合



適応指導教室、不登校児童生徒が通う民間施設等

(義務教育課)

1 適応指導教室 (令和元年10月時点・政令指定都市含む)

○適応指導教室 (教育支援センター)

- ・不登校児童生徒の社会的自立を目指し、市町が学校とは別の場所に設置。不登校児童生徒の学習機会を確保するとともに、個々に応じた適切な支援を行う。
- ・全ての市町での設置を目指している。

○県内の適応指導教室設置状況

設置している自治体 27市町、県 詳細は次頁のとおり

施設数 計44 (23市町各1、掛川市6、焼津市2、浜松市8、静岡市3、県2)

設置していない自治体 8市町

2 不登校児童生徒が通う民間施設等

○民間施設等

- ・法人・個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有している施設 (フリースクールなど)
- ・教育支援センター等の公的機関での指導の機会が得られない、あるいは公的機関に通うことが困難な場合で、本人や保護者の希望もあり、校長が設置者である教育委員会と十分な連携をとって適切と判断する場合は、民間施設等における相談・指導を指導要録上出席扱いとすることができる。

○県内の民間施設との連携

民間施設と連携している自治体 18市町 詳細は次頁のとおり

3 適応指導教室等での指導・相談の状況

	内訳	相談・指導を受けた人数 (人)	
		H30	H29
適応指導教室	小学生	185	128
	中学生	592	547
	合計	777	675
民間施設等	小学生	54	45
	中学生	94	67
	合計	148	112

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

県・各市町の状況

	所管	教育支援センター（適応指導教室）	連携している民間団体
1	沼津市	・沼津市青少年教育センター	・リベラスコーレ ・沼津センタードルフィン
2	熱海市	・あすなろ教室	・T&Mコミュニケーションズ
3	三島市	・ふれあい教室	・リベラスコーレ
4	富士宮市	・富士宮市青少年相談センター	・適応支援教室アルファ
5	伊東市	・適応指導教室なぎさ	・リベラスコーレ
6	富士市	・富士市青少年相談センター	・特定非営利活動法人アルファ
7	御殿場市		・リベラスコーレ
8	下田市	・下田市適応指導教室「あじさい教室」	
9	裾野市	・適応指導教室（ふれあい教室）	
10	伊豆市	・学習支援教室	
11	伊豆の国市	・伊豆の国市適応指導教室（わかあゆ教室）	・MOAフリースクール
12	東伊豆町		
13	河津町		
14	南伊豆町		
15	松崎町		
16	西伊豆町	・ふれあい教室	
17	函南町	・函南町チャレンジ教室	
18	清水町		・リベラスコーレ
19	長泉町		
20	小山町	・金太郎教室	
21	焼津市	・焼津チャレンジ ・大井川チャレンジ	・東京大志学園 ・しいの木 ・静岡県教育フォーラム
22	藤枝市	・藤の子教室	・島田もみの木学級 ・NPO教育フォーラム ・東京大志学園静岡校 ・フリースクール元気学園 ・コスモスクール未来静岡校
23	島田市	・島田市教育センター	・もみの木学級
24	掛川市	・掛川市教育センター ・北分室 ・適応指導教室（みどり教室） ・こころの教室サテライト校 （北中、西中、大須賀中）	・ドリーム・フィールド ・KICKS
25	御前崎市	・適応指導教室「サンルーム」	・掛川インターナショナル・クリスチャン・スクール
26	菊川市	・このゆびとーまれ	・ドリーム・フィールド ・実りの泉 ・かすみ草 ・静岡フリースクールジョブステーション ・掛川インターナショナル・クリスチャン・スクール
27	牧之原市	・適応指導教室「フルール」	
28	磐田市	・磐田市教育支援センター	
29	袋井市	・教育支援センター「ひまわり」	・あすなろ学習室 ・浜松サポートセンター ・掛川インターナショナル・クリスチャン・スクール ・ドリーム・フィールド
30	湖西市	・チャレンジ教室	・ドリーム・フィールド
31	吉田町	・ステップルーム	
32	川根本町		
33	森町	・教育支援センター「わかば」	・ジョブステーション菊川
34	浜松市	・ふれあい教室 ・とびうお教室 ・おれんじ教室 ・かやのき教室 ・すぎのこ教室 ・くすのき教室 ・くろーばー教室 ・ひまわり教室	
35	静岡市	・静岡市適応指導教室（ふれあい教室、はばたく教室、かがやく教室）	
36	静岡県	・学習支援室「ステップ バイ ステップ」 （沼津会場、掛川会場）	

ふじのくに i (アイ) マップの作成及び合同相談会の開催

(社会教育課)

1 概要

困難を有する子ども・若者を支援するため、「ふじのくに i (アイ) マップ (以下 i マップ)」作成による情報提供や「合同相談会」の開催に取り組んでいる。

2 i マップ

○ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する子ども・若者やその家族の支援に関わっている県内の支援団体・相談機関等を掲載したリーフレットを作成・配布し、多様な支援情報を提供

<掲載団体>

公的支援団体 21、民間支援団体 72 計 93 団体

<配布等>

- ・困難を有する子ども・若者に必要な情報を届けるため、生徒指導担当者や養護教諭などの学校関係者、社会福祉協議会を中心に周知し、配布
- ・県ホームページにより公開

3 合同相談会

○ i マップに掲載する支援団体等がブースを設置し、個別相談を実施

○ 支援団体等が一堂に会することで、それぞれの悩みに応じた相談先を探す機会を提供

地 域	令和元年度 (実績)			令和 2 年度 (予定)	
	参加団体	来場者	相談件数	日 程	会 場
伊豆	23	46	84	8月22日(土)	サンウェルぬまづ
東部	41	71	135	9月5日(土)	富士市教育プラザ
中部	43	330	488	8月8日(土)	静岡市教育センター
西部	35	146	282	10月3日(土)	浜北文化センター
計	142	593	989		

<主な相談内容>

- ・ 定時・通信制高校及び専修学校への進学に関する相談
 - ・ 不登校、ひきこもり、発達障害等に関する相談
 - ・ 就労に関する相談
 - ・ 学習・その他抱える困難に関する相談
- など

「しずおか寺子屋」推進事業

(社会教育課)

1 概要

子供たちが主体的に学習に取り組む習慣を身に付けることができるよう、地域の教育力を活用した「しずおか寺子屋」事業を推進している。

<しずおか寺子屋>

- ・公民館や学校の空き教室等を利用し、地域住民や大学生等の参画を得て、放課後等に行う学習支援
- ・地域住民や大学生の参画にあたっては、地域と学校が連携・協働する地域学校協働本部の仕組みを活用するとともに、県内大学等と連携

2 取組状況

- ・平成29年度から3年間、3市においてモデル事業を実施
- ・市町の主体的な取組を促進し、県内への拡大を図っており、本年度は9市町で実施される予定

<H29～R1> 3市町7箇所

三島市(2)・島田市(4)・袋井市(1)



<R2> 9市町53箇所(予定)

三島市(14)・島田市(4)・袋井市(7)・熱海市(7)・富士宮市(3)・御殿場市(1)・裾野市(14)・東伊豆町(1)・函南町(2)

※()内は実施箇所数

3 特徴(目指す姿)

区分	目指す姿
学習習慣の定着	○学習意欲の向上や学習習慣の定着 ・子供たちの声「毎日の勉強への姿勢や時間が変わった。」
ナナメの関係 (大学生等の参画)	○地域の大人や大学生との新しい「ナナメの関係」の構築 ・子供たちは、大学生や高校生に憧れを抱き、主体的に学習を進める。 ・学生にとっては、「教える」ことから学ぶ貴重な機会となる。
教育の循環	○地域で育てられた子供が、地域の子供を育てる人材となる循環 ・学んだ中学生が進学後、教える側の支援員として寺子屋に参加

4 本年度の取組と今後の展開

- 引き続き、県内市町への実施拡大を図る。
 - ・ガイドブックの配布や寺子屋コーディネーターの派遣等、地域の実情に応じた普及・導入支援
 - ・学習支援スタートアップ講座の開催等、学生支援員の参加充実 など

静岡県社会教育委員会

(社会教育課)

1 趣 旨

社会教育委員会は、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会からの諮問に応じた意見陳述等を行っている。

第36期は、「社会教育と子供の貧困」について諮問を受けて協議しており、今秋、報告書が取りまとめられる予定である。

2 設置根拠

社会教育法第15条、静岡県社会教育委員条例(昭和25年2月14日条例第8号)

3 会 議

隔月1回定例会開催 その他必要に応じて臨時会開催

4 第36期静岡県社会教育委員会

(1) 委 員 13人 (学校教育関係者3人 社会教育関係者4人 家庭教育関係者3人
学識経験者3人)

委員長:松永由弥子氏(静岡産業大学教授) 副委員長:白井千晶氏(静岡大学教授)

(2) 任 期 平成30年11月1日～令和2年10月31日

(3) 諮問題 「社会教育と子供の貧困」

子供たちの未来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないようにしていくために、この問題に社会総がかりで取り組む必要がある。家庭教育支援や地域の教育力を生かした子供の居場所づくり、学習支援など、子供の貧困問題に社会教育からアプローチできる方策や可能性について意見を求める。

(4) これまでの協議内容

- ・ 子供の貧困の現状について
(学校及び福祉現場での事例紹介、児童福祉施設の視察をもとに協議)
- ・ 子供の貧困対策・取組の現状について
(県健康福祉部、県内市町、NPOでの取組の紹介をもとに協議)
- ・ 子供の貧困に対する社会教育の強みや可能性について
(市町で実施する事業の視察、地域における社会教育活動の紹介をもとに協議)
など

子どもの貧困対策

(こども未来局こども家庭課)

1 概要

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(H26. 1. 17 施行、R 元. 6. 19 改正) 及び「子供の貧困対策に関する大綱」(R 元. 11. 29 閣議決定) に基づき、本県の子どもの貧困対策計画を令和 2 年 3 月に改訂した。

貧困の連鎖解消のため、計画に基づき施策を着実に推進する。

2 静岡県子どもの貧困対策計画

区 分	内 容	
策定方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ふじさんっこ応援プラン【子ども・子育て支援事業支援計画・しずおか次世代育成プラン】と一体的に策定 ・現計画の評価、静岡県子どもの生活アンケート調査の結果及び令和元年 11 月に閣議決定された新たな国大綱を踏まえて施策等を見直し 	
計画期間	令和 2 年度～令和 6 年度（5 年間）	
計 画 の 体 系	ふじさんっこ応援プラン 第 4 章 施策の推進 第 3 すべての子どもが大切にされる社会の実現 2 子どもの貧困対策の充実	
	(1) 教育の支援	○家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲のある全ての子どもが質の高い教育を受けられるよう、教育の機会均等を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・「学校」を窓口にした学習と生活の支援 ・地域における学習支援 ・就学支援 ・幼児教育の負担軽減と義務教育への連携
	(2) 生活の安定に資するための支援	○困難を抱える子育て家庭を孤立させることなく支援につなげ、親子の生活の安定を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な子どもをつなぐ体制づくり ・子どもの居場所づくり ・保護者の生活支援 ・親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援 ・子どもの就労支援 ・その他の生活支援
	(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援	○保護者の就労に伴う所得の増大と職業生活の安定・向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者に対するきめ細かな就労支援 ・育児と仕事が両立できる環境の整備
	(4) 経済的支援	○生活に困窮している家庭を経済的に支え、子どもの適切な養育に必要な経済的基盤を確保する。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活に困窮している世帯への経済的支援 ・医療費負担への経済的支援

区 分	内 容			
数値目標	成果指標		現状値	目標値
	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率		90.1%(H30)	98.5%
	子どもの居場所の数		381 か所(R1)	503 か所
	母子家庭等就業・自立支援センターによる就職率		44.2%(H30)	55%
	養育費の取決めをした人の割合		65.4%(H30)	70%
	活動指標		現状値	目標値
	スクールソーシャルワーカー配置人数		44 人(R1)	50 人
	生活困窮世帯の子どもの学習支援実施市町数		31 市町(R1)	全市町
	子どもの居場所づくりセミナー参加者数		107 人(R1)	150 人
	母子家庭等就業・自立支援センターが開拓した求人の件数		604 件(H30)	850 件
	養育費等に関する相談の利用者数		121 人(H30)	140 人

3 主な実施事業

(単位：千円)

区 分	内 容	R 2 当初
生徒指導等 推進事業費 (義務教育課) (高校教育課)	○児童生徒が抱える様々な問題の背景に働きかけ、関係機関と連携した支援体制の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーの配置を促進	63,724 (42,483)
ふじのくに型 学びの心育成 支援事業費 (地域福祉課)	○子ども健全育成支援員の配置 3人 ○生活困窮世帯の子どもに対する通所型の支援の実施 ・学習支援教室の通年開催 週1回等 ○生活困窮世帯の子どもに対する合宿型の支援の実施 ・宿泊研修施設等での学習指導や体験活動等 (夏休み2回、冬・春休み各1回) ○生活困窮世帯の高校生世代へのキャリア形成支援 ・実学体験や企業での就労体験、大学見学 (夏休み2回)	34,171 (16,578)
施設で暮らす こどもの大学 等修学支援事 業費 (こども家庭課)	○児童養護施設等入所者の大学等の修学を支援 ・対象施設 児童養護施設、里親 ほか ・進学先 学校教育法に定める大学、専修学校等 ・対象期間 満20歳から20歳時に在籍していた大学等を卒業する月まで ○高校卒業時就職一時金の支給	57,500 (53,593)
社会的養護自 立支援事業費 (こども家庭課)	○措置終了後も引き続き支援を必要とする者に対する生活支援の実施 ・対象施設 児童養護施設、里親 ほか ・支援内容 継続支援計画の作成、就労相談ほか ・対象期間 満18歳(又は20歳)から満22歳の年度末まで ○子どもの居場所づくりの取組促進 ・アドバイザー派遣による相談支援 ・子どもの居場所の担い手開拓 ・子どもの居場所を支援する「サポーター」の募集・マッチング	41,600 (20,800)

子どもの居場所づくり応援事業

(こども未来局こども家庭課)

1 要旨

学習支援や食事の提供などを行う子どもの居場所づくりは、孤立の解消、人や社会と関わる力の育成など、子どもの貧困対策として効果的な取組とされている。

こうした子どもの居場所づくりの取組を促進するため、居場所づくりを実践するアドバイザーによる相談支援のほか、新たに、担い手の開拓や、子どもの居場所を支援するサポーターの募集・マッチングに取り組む。

2 現状

少子化や核家族化が進み、共働きやひとり親世帯の割合が増加する中、誰でも自由に利用でき、食事や遊び、学習支援などの交流を通じて孤立を防止するほか、貧困や生きづらさを抱えた子どもに気付き、支援機関につなぐこともできる子ども食堂等の居場所が全国的に増えている。県内で定期的実施している子ども食堂の数は、増加傾向にあるが、更に県内全域に取組を広げていく必要がある。

3 県内の子どもの居場所の設置数推移

(単位：箇所)

種 別	実施主体	設置数		
		H29	H30	R 元
子ども食堂等	民間等	29	63	83
生活困窮世帯の子どもの学習支援	県及び市	50	52	74
ひとり親家庭等生活向上事業	県及び市町	5	5	6
放課後子供教室	市町	171	183	218
計		255	303	381

4 令和2年度事業内容

区 分	内 容
担い手の開拓 (新規)	地域のNPO、地域づくり団体、JA等に対し、新たな居場所の立上げを働きかけ
サポーターの募集・マッチング (新規)	居場所に、食材、場所又はボランティア等の支援を提供できる個人や企業、団体等(サポーター)を募集し、居場所とのマッチングを実施
アドバイザーの派遣	実践者としてノウハウを持つアドバイザーを派遣し、担い手等への相談支援を実施
セミナー開催	担い手等を対象としたセミナー(講演、意見交換)を開催(3回)セミナーを契機としたネットワークづくりを支援
情報発信 (新規)	居場所の利用促進のための周知 サポーター制度の周知

5 令和元年度実施状況

(1) アドバイザー派遣

区 分	内 容
人 員	子どもの居場所づくり実践者等
活動概要	訪問等による居場所づくりに関する相談支援、相談会の開催
相談内容	居場所づくりの担い手に対しアドバイザーの知識や経験を踏まえた助言・相談支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・運営費確保（活用可能な補助金活用） ・場所の確保（公民館等の活用） ・食材の確保（フードバンクとの連携等）など
派遣状況	8回実施（場所：静岡市1、浜松市1、沼津市1、袋井市1、御殿場市1、伊豆市1、南伊豆町2）

(2) 研修会

区 分	内 容
主な対象	居場所づくりの実践者、居場所づくりの担い手・ボランティア希望者
開催回数	年間3回（東部・中部・西部 各1回）
参加人数	東部 7/29（40人）、中部 8/5（42人）、西部 8/28（25人） 計 107人
内 容	①講 演：支援の担い手やボランティアとしての心構え （講師 NPO法人こどもNPO副理事長 山田恭平） ②意見交換：居場所づくりの課題等 （コーディネーター 静岡県立大学国際関係学部教授 津富宏）

(3) 子どもの居場所ボランティアの募集及びマッチング支援

登録者数	うち マッチング支援	支援の状況
19人	13人	<ul style="list-style-type: none"> ・電話又はメールにより情報提供（希望条件に合致する居場所の一覧を登録者へ送付） ・未実施の6人については、現在は活動不可（登録のみ）や条件に合う紹介先無し等

6 予算

（単位：千円）

事業名	R元当初	R2当初
社会的養護自立支援事業費	30,488 (16,244)	41,600 (20,800)
子どもの居場所づくり応援事業	2,000 (2,000)	11,000 (5,500)

ふじのくに型学びの心育成支援事業

(福祉長寿局地域福祉課)

1 目的

様々な課題を抱える生活困窮世帯（生活保護世帯を含む。以下「困窮世帯」という。）のうち、子どもを有する世帯を対象に、課題に即した個別支援や、生活習慣の改善、学習意欲の喚起、実学の習得を目的として、食育や社会体験を含めた学びの場を提供することにより、子ども及び困窮世帯の自立促進を図る。

2 事業概要

(1) ふじのくに型学びの心育成支援事業（任意事業）【対象：郡部】

目的		困窮世帯の子どもを有する世帯を対象として、学習意欲の喚起、自立心の育成を図り、貧困の連鎖防止を図る。		
根拠法令		生活困窮者自立支援法第6条第1項第4号		
事業内容	個別支援		健康福祉センター（賀茂・東部）に「子ども健全育成支援員」を配置し、困窮世帯の抱える課題に即した学習意欲の喚起等の個別支援を実施	
	学びの場の提供	通所	対象者	郡部の困窮世帯の子ども（小学生及び中学生）
			内容	通所型の学びの場の提供事業を実施 ○R2：R元事業を継続（通年）
			実施方法	民間事業者等への委託により実施
	合宿	対象者	郡部の困窮世帯の子ども（小学校高学年及び中学生）	
		内容	合宿型の学びの場の提供事業を実施 ○R2：R元事業を継続（夏・冬・春休みに実施）	
		実施方法	民間事業者等への委託により実施	
	キャリア形成の場の提供	合宿	対象者	郡部に居住する生活困窮世帯の高校生世代の者（中卒・高校中退者もしくはその可能性のある者）
			内容	キャリア形成支援の場の提供事業を実施 就労体験や大学見学等により様々な職業、進路を実際に経験し、将来を見据えた目標を考え、自信を醸成する。 ○R2：R元事業を継続（夏休みに実施）
			実施方法	民間事業者等への委託により実施
セミナー開催		県内市を対象とした学習支援事業の推進及び拡充を図るためのセミナーを開催（年2回）		
予算額		R2年度 34,171千円（R1当初 34,916千円）		

3 対象者の状況

区分	H27	H28	H29	H30	R1
通所	57	101	110	139	167
合宿	—	41	73	69	73
キャリア形成支援	—	—	—	7	3
計	57	142	183	215	243

2 特別な支援を必要とする子供たちを育む教育の充実と地域全体で成長を支える活動の促進

項 目	頁
【制度概要】	
特別支援教育の概要	57
特別支援教育における教育形態	58
障害の種類	59
特別な支援を必要とする子供に関する教育・福祉等の流れ図	61
静岡県における特別支援教育の在り方	62
静岡県の特別支援教育体制	64
【特別支援学校関係】	
県内の特別支援学校	65
県内の特別支援学校在籍児童生徒数の推移	66
静岡県立特別支援学校施設整備基本計画	67
特別支援学校への学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクール）	68
特別支援学校と居住地の小・中学校等との交流及び共同学習	69
特別支援学校における職業教育と進路指導の充実	70
特別支援学校における「共生・共育」の取組	71
【小・中学校関係（特別支援学級、通級指導教室等）】	
小・中学校における特別支援教育	74
県内の特別支援学級の児童数・学級数の推移	75
県内の通級指導教室の児童数・学級数の推移	76
特別支援教育充実事業（小・中学校の特別支援学級における非常勤講師の配置）	77
小・中学校における医療的ケア体制の整備	78
【高等学校関係】	
県立高校における特別支援教育	79
高校における精神科への相談体制整備	81

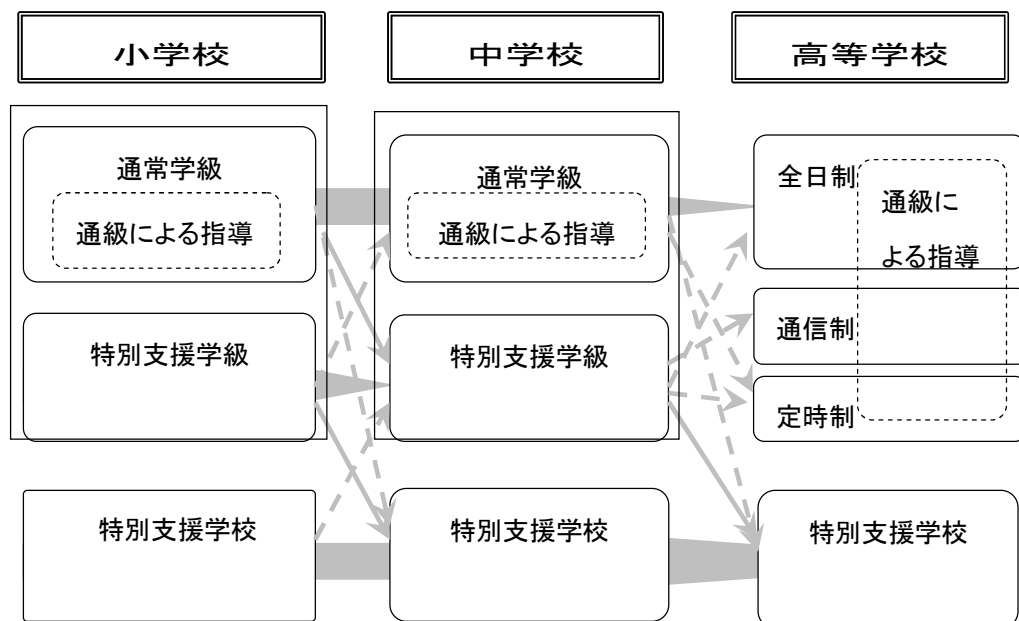
特別支援教育の概要

1 特別支援教育の理念

- ・「特別支援教育」は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校で実施される。
- ・学校教育法の改正により、平成19年4月1日から開始された。
- ・特別支援教育は、文部科学省の通知において「障害のある幼児児童生徒への教育に留まらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持つ」とうたわれている。

2 実施形態

特別支援教育は、特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加を目指し、一人一人の教育的ニーズに応じて、通常の学級での指導をはじめ、「特別支援学校」や「特別支援学級」、通級による指導など、様々な形で実施されている。



特別支援教育における教育形態

	特別支援学校	特別支援学級	通級指導教室
概要	障害児を対象とした学校。 幼稚園、小・中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、学習上・生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする	幼稚園、小・中学校、高校等において、障害による学習上・生活上の困難を克服するための教育を行うため、必要に応じて特別に編制された少人数の学級	通常の学級に在籍し、各教科等の指導を受けながら、一定時間障害の状態に応じた特別な指導を受けることができる教室
対象者	①視覚障害、②聴覚障害、③知的障害、④肢体不自由、⑤病弱 ・複数の障害があったり、医療的ケア（経管栄養、痰の吸引、導尿、気管カニューレの管理、酸素吸入）を必要とする児童生徒もいる	①視覚障害（弱視）、②聴覚障害（難聴）、③知的障害、④肢体不自由、⑤病弱及び身体虚弱、⑥言語障害、⑦自閉症・情緒障害	①視覚障害（弱視）、②聴覚障害（難聴）、③肢体不自由、④病弱及び身体虚弱、⑤言語障害、⑥自閉症・情緒障害、⑦学習障害、⑧注意欠陥多動性障害
設置場所	・独立した学校（本校）に幼稚部（本県は視覚・聴覚に設置）・小学部・中学部・高等部が設置される ・県立高校や市立小学校に併置された分校もある	・幼稚園、小・中学校、高校等の中に設置される ・本県では、市町立小・中学校に設置（高校への設置はなし）	・学校や教育センター等の中に設置された教室 ・自身が在籍する学校内の教室に通う場合（自校通級）と、他校の教室に通う場合（他校通級）がある ・本県では、市町立の小・中学校や教育センター等と県立高校、特別支援学校（聴覚）に設置 ・小・中学校、高校、特別支援学校等の設置者 ・本県では県（高校・特支）と市町（小・中学校）
設置者	・都道府県（設置義務）及び市町村・学校法人（設置できる） ・本県では県と国立大学法人、学校法人	・幼稚園、小・中学校、高校等の設置者 ・本県では市町（小・中学校） ただし、設置がない市町もある	
教員等配置	在籍人数により国から配当がある。 ・幼稚部：5人/1学級 ・小・中学部単一障害学級：6人/1学級 ・高等部単一障害学級 視覚・聴覚特別支援学校：8人/1学級 知的・肢体不自由・病弱特別支援学校：9人/1学級 ・重複障害学級、訪問教育：3人/1学級 ・医療的ケア対象の児童生徒のための看護師を配置。一部の学校では令和元年度から自立活動教諭として配置（藤枝・静岡中央特支）	在籍人数により国から配当がある。 ・1学級8人（1人で1学級開設の学校もあり） ・自閉症情緒の多人数学級（7,8人）を有する学校に、県から週20時間の非常勤講師を配置	在籍人数により国から配当がある。 H29から10年間で加配定数から基礎定数化に移行中 ・基礎定数：該当児童生徒13人に1人 ・加配定数：H28の加配定数から毎年1割減
卒業後の進路	・中学部卒業後は、特別支援学校高等部、高校（全日制・定時制・通信制）など ・高等部卒業後は、就職、福祉施設、進学（大学、専修学校等）など	中学校卒業後は、特別支援学校高等部、高校（全日制・定時制・通信制）、職業訓練校、専修学校等、就職など	

障害の種類

【**視覚障害**】視機能（視力、視野、光覚等の視覚に関する機能）が十分に働かない状態で、治療等によっても短期間に回復しない、またはメガネやコンタクトレンズを使用しても見え方が良くなる状態をいう。

【**聴覚障害**】身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいう。

【**知的障害**】一般に、同年齢の児童生徒と比べて、認知や言語などにかかわる知的機能の発達に有意な遅れみられ、他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などの適応行動の困難性を伴う状態が発達期に起こるものをいう。

【**肢体不自由**】身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいう。

【**病弱・身体虚弱**】病弱とは、心身の病気のため継続的又は繰り返し医療又は生活規制を必要とする状態、身体虚弱とは、病気ではないが不調な状態が続く、病気にかかりやすいなどのため、継続して生活規制を必要とする状態をいう。

【**言語障害**】発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状態であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいう。

【**情緒障害**】状況に合わない感情・気分が持続して、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態をいう。

【**発達障害**】自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。（発達障害者支援法第2条による）

・自閉症

①他人との社会的関係形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定の者にこだわることを特徴とする行動の障害。

・アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害

アスペルガー症候群は、自閉症の上位概念である広汎性発達障害の一つに分類され、知的発達と言語発達に遅れはない。自閉症の特性のうち、コミュニケーションの障害が比較的目立たないものの、その特徴として、一方的に自分の話題を中心に話し、直截的な表現が多く、相手の話を聞かなかつたり、また相手が誰であっても対等に話をしたりすることがある。

・学習障害（LD：Learning Disability）

知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するなど、特定の能力に著しい困難を示す状態

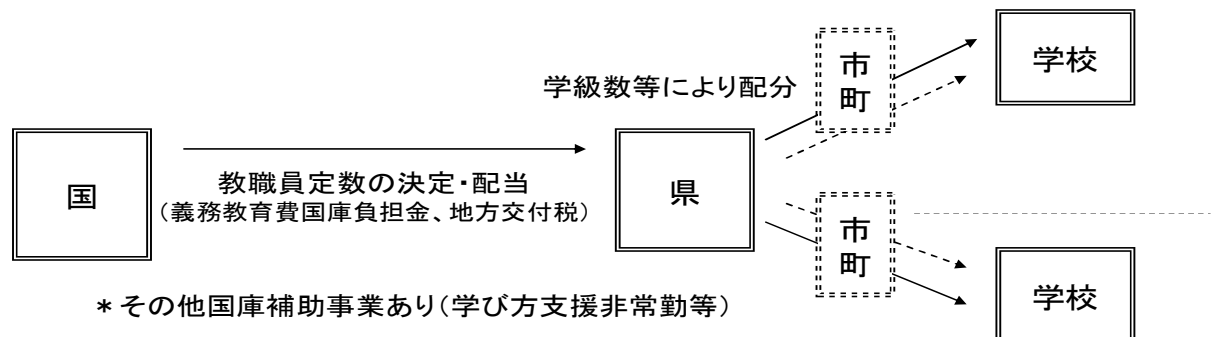
・注意欠陥多動性障害（ADHD：Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）

発達段階に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害

（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（平成25年10月）

「教育支援資料 ～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」等より）

(参考) 教職員定数の概要



国：教職員定数（全国）決定と都道府県への配当、国庫補助事業による非常勤等の配当など

教職員定数

(1) 基礎定数

- ・学校数、学級数、児童生徒数に基づいて都道府県ごとの定数が算定される。

(2) 加配定数

- ・教育上、特別配慮が必要な場合（少人数指導、いじめや不登校対応、教職員の長期研修等）に対応するため、基礎定数に加え、特別に配置されるもの。
- ・国が、政令で定める基準や都道府県からの申請を踏まえ、児童生徒数等を考慮して配分する。

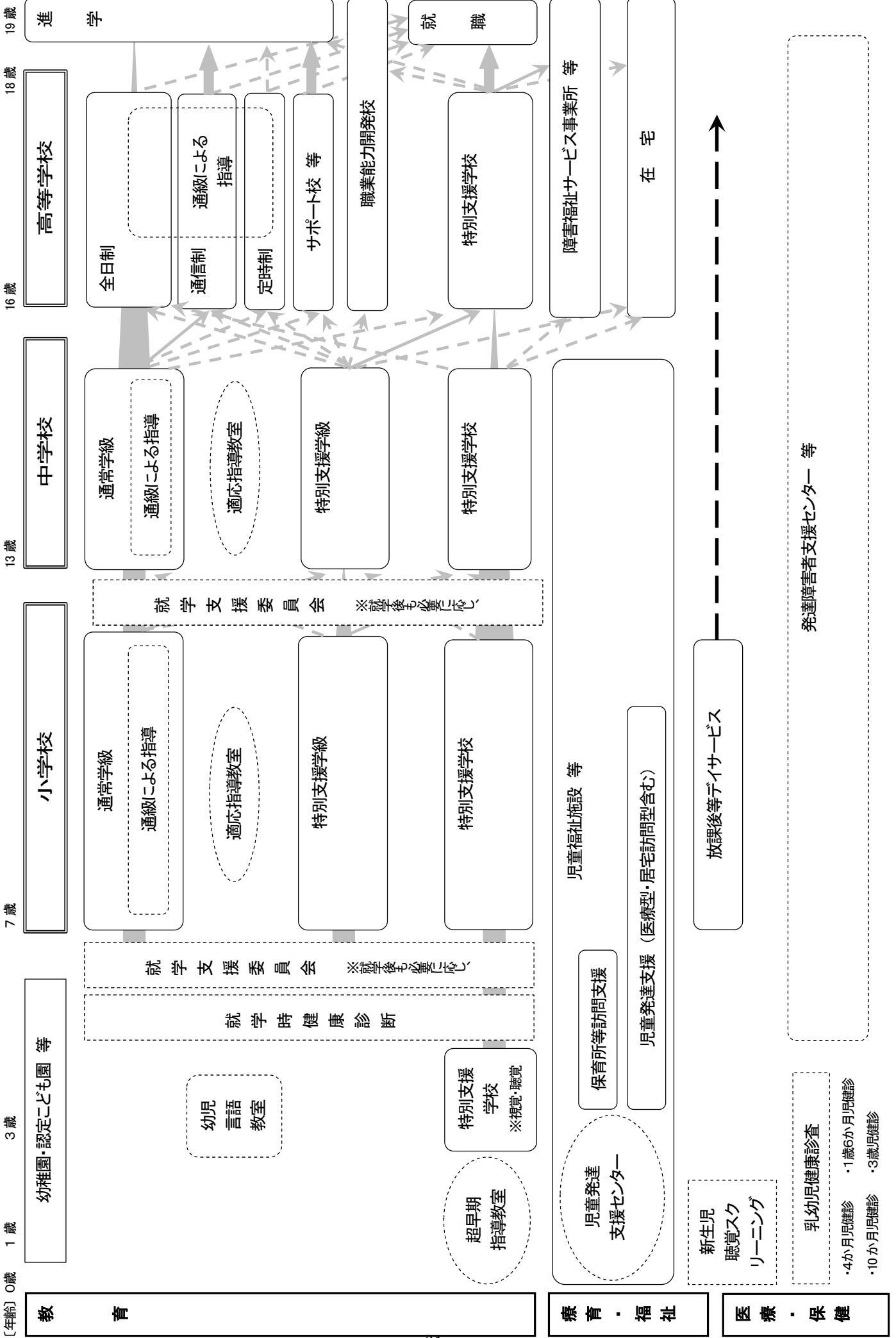
県：教職員定数の各学校への配置（学級数等に基づく）、県単独での教員配当（静岡式 35 人学級）、非常勤講師（特別支援学級等含む）の市町・学校への配当など

（参考）本県は、国に「個に応じた、より決め細やかな指導等をするため、教職員定数の一層の充実」を要望するとともに、県独自の施策として、「静岡式 35 人学級」を実施している。

市町：国や県に学校現場の要望を伝える

市町村立学校の教職員については、市町村の財政力の差異による教員給与の不統一を避け、一定水準を維持することにより、教職員の質を確保し、教育水準の維持向上を図るため、その給与を都道府県が負担しており、また、広く市町村を越えて人事を行うことにより教職員の適正配置と人事交流を図ることを目的に、任命（免職、休職、懲戒等を含む）を都道府県教育委員会が行っている。市町村教育委員会は、教職員の日常的な服務監督を行っている。

【特別な支援を必要とする子供に関する教育・福祉等の流れ図】



静岡県における特別支援教育の在り方

(特別支援教育課)

1 策定の経緯

静岡県の特別支援教育は、「静岡県における今後の特別支援教育の在り方について－共生・共育を目指して－」（平成17年3月報告）に基づき進められてきた。

「障害者権利条約」への署名、批准、「差別解消法」の施行、中教審の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の報告等、この10年に示された国の方向性を受けて見直し、新たに平成28年4月に「静岡県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育の在り方について－『共生・共育』を目指して－」を策定した。

2 概要

(1) 特別支援教育の基本的考え方

静岡県では、これまで実施してきた「心のユニバーサルデザイン」の視点に立つ「共生・共育」に向けた特別支援教育を推進し、社会全体に広げていくことで「共生社会」の形成を目指す。

「共生・共育」を実現するために、インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた6つの視点から、各学校段階の支援を充実させる。

< 6つの視点 >

- ① 支援体制の整備
- ② 多様な学びの場の環境整備
- ③ 個に応じた指導の充実
- ④ 学校間の連携と「交流及び共同学習」
- ⑤ 関係機関との連携と外部人材の活用
- ⑥ 専門性の向上

(2) 各学校段階における特別支援教育

これまでの取組の機能の充実や向上、連携を強化する方向で推進する。

幼稚園等	①園内の支援体制の充実 ②「ことばの教室」を含め、幼稚園等と療育施設の並行通園等学びの場の柔軟な対応 ③個別の指導計画の作成 ④学齢期への確実な引継ぎ ⑤早期支援を支える関係機関支援システムの構築 ⑥幼児教育段階の専門性の向上
小・中学校	①校内の支援体制の機能の向上 ②特別支援学級、通級指導教室、通常の学級における柔軟で連続性のある学びの場の整備 ③キャリア教育の推進と柔軟な進路決定 ④幼稚園等から小学校、中学校から高等学校への確実な情報の引継ぎ ⑤相談支援体制を含めた関係機関との連携の多様性と強化 ⑥研修のさらなる充実と人事的配慮
高等学校	①校内の支援体制の機能の向上 ②特別な教育課程(通級指導)の研究 ③個別の指導計画の作成、 ④中学からの情報の確実な引継ぎ ⑤関係機関や特別支援学校との連携 ⑥特別支援教育コーディネーターを含めた全教職員の専門性向上
特別支援学校	①特別支援学校のセンター的機能として、小中学校への直接的支援からネットワークの連携の強化へ ②施設・設備の適正な規模と配置 ③障害の多様化、重複化に対応できる教育内容の充実 ④「交流及び共同学習」の組織的、計画的な実施と副次的な籍の検討 ⑤地域の支援システムへの参画 ⑥多様化する障害に対応できる専門性の向上と人事的配慮

(3) 地域における総合的な支援体制

市町における関係機関が連携して総合的な支援をする地域の支援システムが構築された現状を踏まえ、以下のとおり推進する。

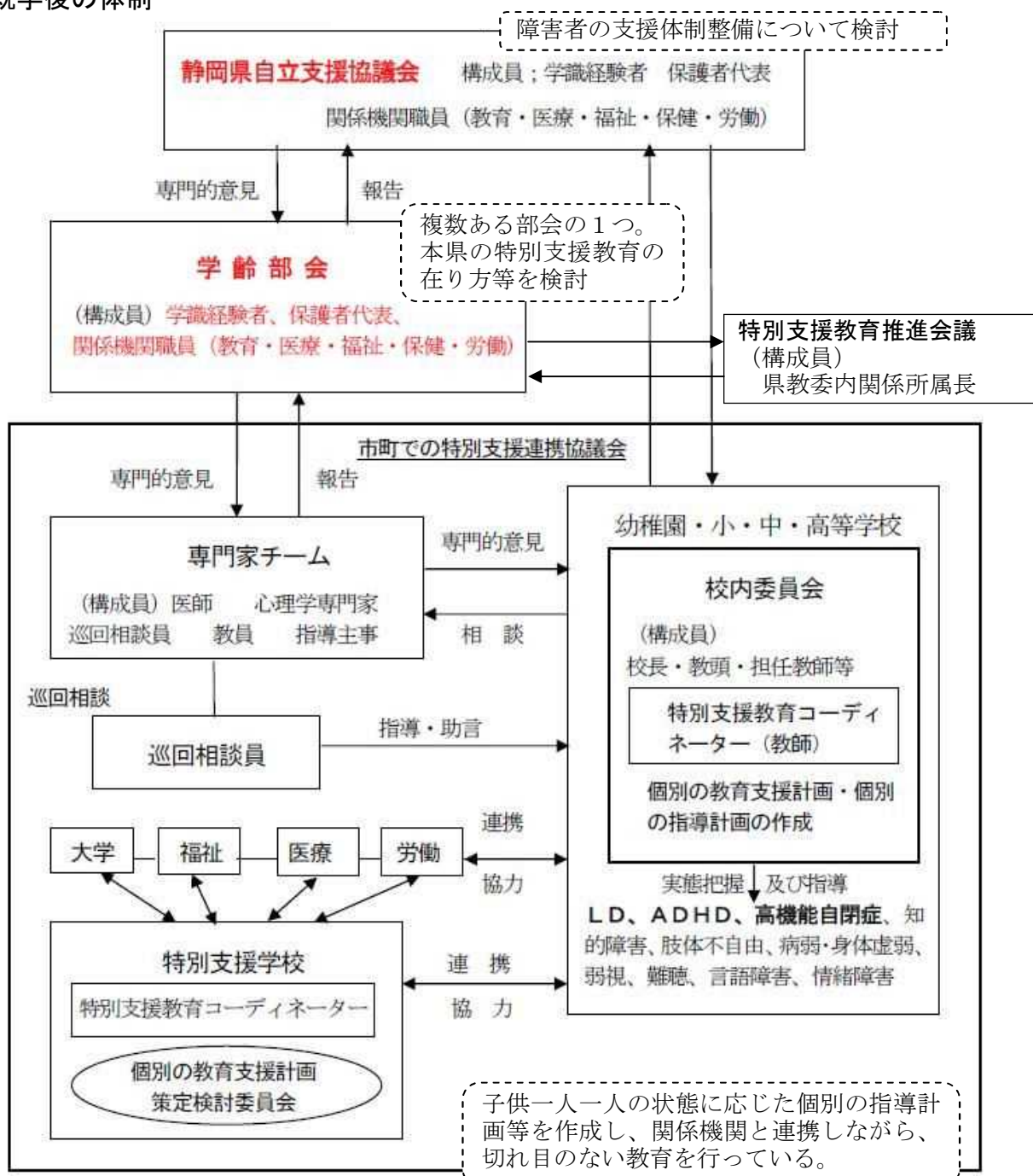
乳幼児から生涯にわたる一貫した総合的な支援として、地域の支援システム組織、機能の充実や、居住地における「交流及び共同学習」の副次的な籍、「交流籍」の活用を推進する。

静岡県の特別支援教育体制

1 就学先の決定

子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保証するため、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する「就学支援委員会」が設置されている。

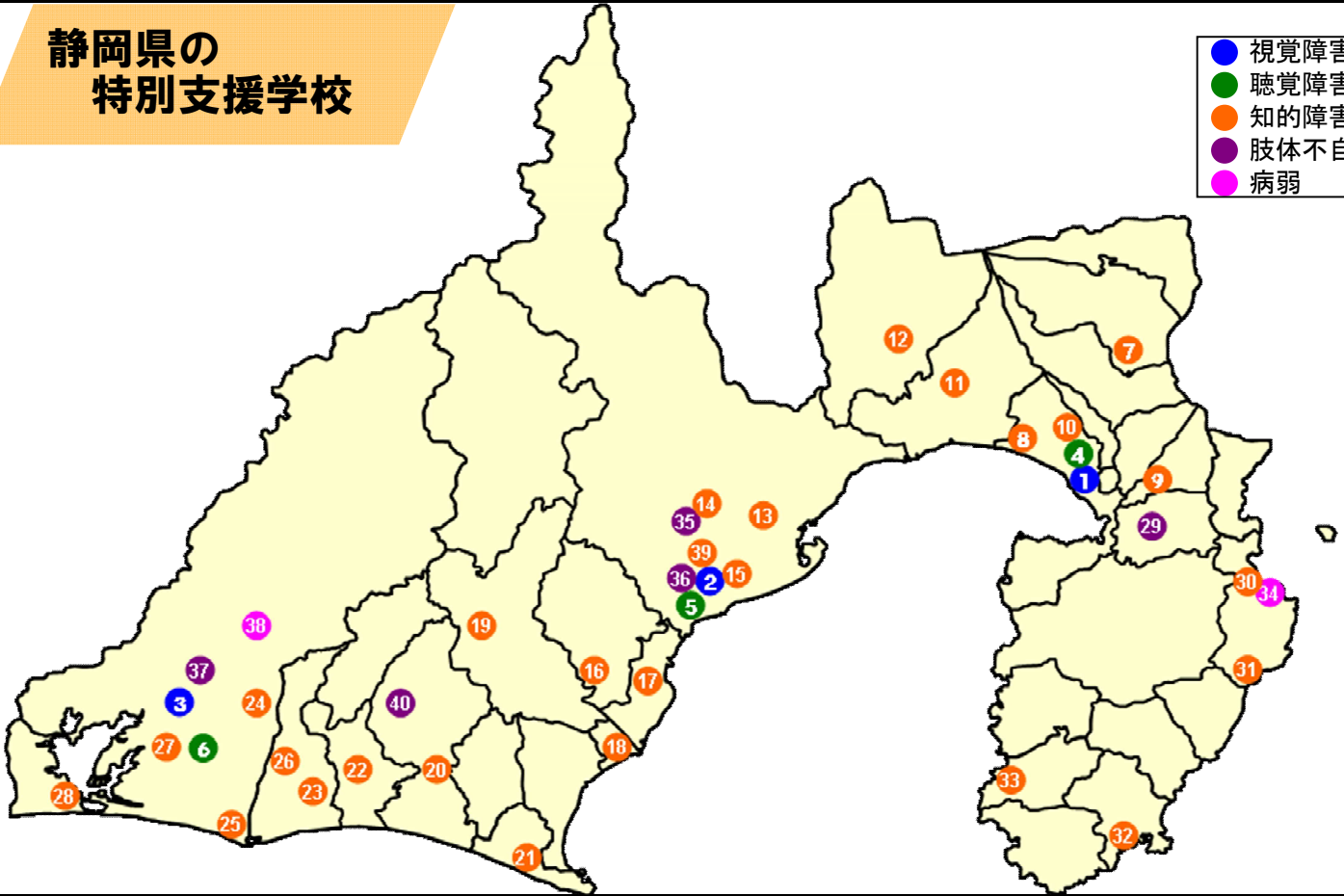
2 就学後の体制



県内の特別支援学校

静岡県の特別支援学校

- 視覚障害
- 聴覚障害
- 知的障害
- 肢体不自由
- 病弱



特別支援学校名	設置学部	住所		特別支援学校名	設置学部	住所	
		電話番号	FAX番号			電話番号	FAX番号
1 沼津視覚	幼・小・中 高(浜視分室)	沼津市米山町6-20 (055)921-2099	(055)921-5104	21 御前崎分校	高	御前崎市池新田2907-1 (0537)85-7400	(0537)85-3435
2 静岡視覚	幼・小・中 高(浜視分室)	静岡市駿河区曲金六丁目1-5 (054)283-7300	(054)282-8919	22 袋井★	小・中・高 (訪問)	袋井市高尾2753-1 (0538)43-6611	(0538)43-6789
3 浜松視覚	幼・小・中 高・専攻科	浜松市中区葵西五丁目9-1 (053)436-1261	(053)438-2876	23 磐田見付分校	高	磐田市見付2031-2 (0538)39-1800	(0538)36-3200
4 沼津聴覚	幼・小・中 高	沼津市泉町4-1 (055)921-3398	(055)923-5327	24 浜北★	小・中・高	浜松市浜北区中瀬1621 (053)580-3377	(053)588-3100
5 静岡聴覚	幼・小・中	静岡市駿河区中村町251 (054)283-6441	(054)283-2625	25 浜松	小・中・高	浜松市南区江之島町1266-2 (053)425-7461	(053)425-6410
6 浜松聴覚	幼・小・中	浜松市中区幸三丁目25-1 (053)471-8197	(053)471-7149	26 磐田分校	小・中	磐田市西貝塚3577-1 (0538)34-6117	(0538)34-6718
7 御殿場★	小・中・高	御殿場市神山1553-3 (0550)87-8200	(0550)87-8211	27 城北分校	高	浜松市中区住吉五丁目16-1 (053)415-9061	(053)415-9062
8 沼津	小・中・高	沼津市大塚823-1 (055)966-0980	(055)967-5704	28 浜名★	小・中・高	湖西市新居町浜名1855-71 (053)594-5658	(053)594-6990
9 伊豆田方分校	高	田方郡函南町塚本961 (055)970-2520	(055)970-2521	29 東部	小・中・高 (訪問)	伊豆の国市寺家246-1 (055)949-2309	(055)949-6182
10 愛鷹分校	高	沼津市岡一色875 (055)943-5177	(055)922-0200	30 伊東分校★	小・中	伊東市幸町1-5 (0557)32-3150	(0557)32-3151
11 富士★	小・中・高 (訪問)	富士市大淵3773-1 (0545)36-2345	(0545)36-2397	31 伊豆高原分校★	高	伊東市八幡野1120 (0557)55-2850	(0557)55-2851
12 富士宮分校	高	富士宮市宮北町233 (0544)29-7234	(0544)23-2223	32 伊豆下田分校★	小・中	下田市五丁目3-1 (0558)25-1455	(0558)25-1450
13 清水	小・中・高	静岡市清水区八坂東一丁目16-1 (054)368-6800	(054)366-5600	33 伊豆松崎分校★	高	賀茂郡松崎町桜田188 (0558)43-2737	(0558)43-2738
14 静岡北	小・中・高	静岡市葵区漆山796 (054)245-8191	(054)245-9983	34 川奈分校	小・中	伊東市川奈510-7 (0557)45-3983	(0557)45-4038
15 南の丘分校	高	静岡市駿河区有東三丁目4-17 (054)266-7787	(054)288-5565	35 中央	小・中・高 (訪問)	静岡市葵区漆山777 (054)246-5504	(054)247-6929
16 藤枝★	小・中・高 (訪問)	藤枝市前島2281-1 (054)636-1891	(054)636-3241	36 静岡南部	小・中 (訪問)	静岡市駿河区曲金五丁目3-30 (054)285-1633	(054)285-3034
17 焼津分校	高	焼津市焼津五丁目5-2 (054)628-8111	(054)628-8115	37 西部	小・中・高 (訪問)	浜松市北区根洗町597-1 (053)436-1370	(053)437-9098
18 吉田★	小・中・高 (訪問)	榛原郡吉田町片岡2130 (0548)23-9871	(0548)33-3580	38 天竜	小・中・高 (訪問)	浜松市天竜区渡ヶ島201-2 (053)926-2255	(053)926-2278
19 駿遠分教室	小・中	島田市福用112 (0547)46-4386	(0547)58-4467	39 静大附属(国立)	小・中・高	静岡市葵区大岩町1-15 (054)247-2811	(054)247-2812
20 掛川★	小・中・高	掛川市杉谷南一丁目1-2 (0537)29-6791	(0537)23-3555	40 ねむの木(私立)	小・中・高	掛川市上垂木2979-2 (0537)26-3900	(0537)26-3910

県内の特別支援学校在籍児童生徒数の推移

(特別支援教育課)

		S54	H10	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
幼稚園部	視覚	9	4	7	7	10	11	7	6	4	4	6	6	9	7	6	8
	聴覚	47	38	35	45	38	35	27	28	37	35	35	31	30	27	26	27
	計	56	42	42	52	48	46	34	34	41	39	41	37	39	34	32	35
小学部	視覚	62	28	18	21	22	23	22	23	23	23	22	21	22	29	30	32
	聴覚	95	91	91	80	86	80	73	66	53	55	48	47	46	48	51	50
	知的	510	552	881	942	1,000	1,002	1,030	1,061	1,137	1,147	1,199	1,233	1,267	1,306	1,311	1,469
	肢体	275	322	330	341	339	354	344	359	374	370	364	352	344	341	324	181
	病弱	114	44	51	47	43	40	49	47	55	59	59	54	51	37	18	16
	訪問	357	71	66	77	63	66	59	71	76	77	76	65	67	68	70	69
	計	1,413	1,108	1,437	1,508	1,553	1,565	1,577	1,627	1,718	1,731	1,768	1,772	1,797	1,829	1,804	1,817
中学部	視覚	36	22	7	6	11	13	15	15	14	15	14	15	14	14	10	7
	聴覚	46	45	37	42	38	43	48	57	55	42	37	30	37	29	24	16
	知的	252	440	605	623	616	624	656	664	682	719	737	753	745	751	774	841
	肢体	155	179	184	182	177	178	198	187	181	169	174	192	184	188	181	115
	病弱	37	41	46	46	39	42	56	43	40	41	47	42	38	39	39	15
	訪問	7	48	29	38	31	43	40	43	40	35	46	52	51	50	49	41
	計	533	775	908	937	912	943	1,013	1,009	1,012	1,021	1,055	1,084	1,069	1,071	1,077	1,035
高等部	視覚	149	67	56	48	46	45	57	50	44	39	38	36	32	31	31	32
	聴覚	41	32	31	30	33	34	34	35	44	48	50	42	32	30	22	22
	知的	114	499	1,027	1,083	1,174	1,304	1,434	1,501	1,543	1,593	1,644	1,665	1,770	1,776	1,805	1,866
	肢体	61	182	221	209	199	196	198	201	204	213	210	206	191	201	206	125
	病弱		33	50	45	48	42	49	45	37	30	30	33	35	36	38	34
	訪問		1	13	18	17	15	18	23	36	38	32	25	19	23	29	32
	計	365	814	1,398	1,433	1,517	1,636	1,790	1,855	1,908	1,961	2,004	2,007	2,079	2,097	2,131	2,111
全体	視覚	256	121	88	82	89	92	101	94	85	81	80	78	77	81	77	79
	聴覚	229	206	194	197	195	192	182	186	189	180	170	150	145	134	123	115
	知的	876	1,491	2,513	2,648	2,790	2,930	3,120	3,226	3,362	3,459	3,580	3,651	3,782	3,833	3,890	4,176
	肢体	491	683	735	732	715	728	740	747	759	752	748	750	719	730	711	421
	病弱	151	118	147	138	130	124	154	135	132	130	136	129	124	112	95	65
	訪問	364	120	108	133	111	124	117	137	152	150	154	142	137	141	148	142
	計	2,367	2,739	3,785	3,930	4,030	4,190	4,414	4,525	4,679	4,752	4,868	4,900	4,984	5,031	5,044	4,998

※国立・私立を含む。
 ※幼稚園部2歳児は含まない。
 ※高等部には専攻科を含む。
 ※御殿場・富士・藤枝・吉田・掛川・袋井・浜北・浜名及び伊東分校・伊豆下田分校・伊豆高原分校の肢体重複障害学級は肢体に含む。
 ※中央特別支援学校の病弱学級は、病弱に含む。
 ※平成19年度から、盲・聾・養護学校という障害別の区分がなくなり、特別支援学校に改正された。

静岡県立特別支援学校施設整備基本計画

(特別支援教育課)

平成23年3月に策定された「静岡県立特別支援学校施設整備計画」(整備計画)策定から5年後の平成27年に、計画見直しを行うための中間検討を行った結果、児童生徒の増加数など整備計画策定当初の想定以上に状況の変化が大きいことから、抜本的な見直しを行うこととし、平成30年2月に「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」(基本計画)を策定した。

1 計画期間 平成29年度から10年間

2 整備方針

- ・知的障害を対象とする特別支援学校の施設狭隘化及び通学負担を最も優先度の高い課題と捉え、それを解消する整備を行う。
- ・知的障害を対象とする特別支援学校の施設狭隘化と通学負担以外の課題は、整備時に必要な対策を講じる。
- ・知的障害以外の障害種を対象とする特別支援学校における課題は、必要に応じ対策を講じる。

3 整備着手箇所

(1) 平成29年度から5年のうちに着手する箇所

<早急に課題を解消する必要がある5地区>

障害種	地区	主 な 課 題			整 備 内 容	
		関係学校	施設狭隘化	通学負担		
知的	御殿場・裾野	御殿場特別支援学校	○		高等部分校新設	
	三島田方	沼津特別支援学校	○	○	東部特支移転跡地に本校新設	
	富士・富士宮	富士特別支援学校	○		高等部分校新設	
	静岡	岡	静岡北特別支援学校	○	○	本校新設
			清水特別支援学校	○		
	浜松	松	浜北特別支援学校	○	○	旧気賀高校跡地に本校新設 高等部分校新設
			浜名特別支援学校	○	○	
浜松特別支援学校			○	○		

(2) 計画後期5年間のうちに着手する箇所

今後の児童生徒数の推移を含む課題の解消状況を検証し決定

4 基本計画における特別支援学校整備の課題

(1) 本計画で解消する最も優先度の高い課題

- ・施設狭隘化
- ・児童生徒の通学負担

(2) その他の課題

- ・施設老朽化
- ・医療的ケアが必要な児童生徒の増加
- ・障害者スポーツの振興
- ・病弱特別支援学校における関係機関との連携
- ・防災対策の強化
- ・個々のニーズに対応した進路実現
- ・食形態にあわせた摂食指導
- ・空調設備の設置

5 計画策定に先行した整備

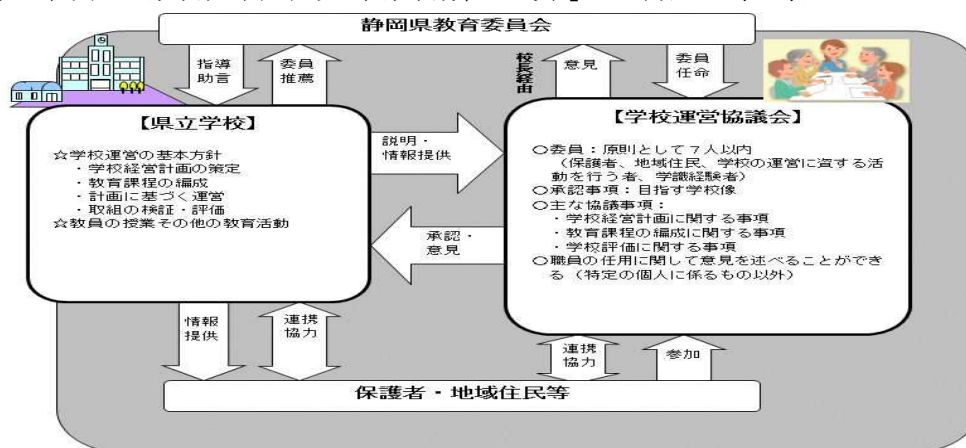
早急に課題を解消する必要がある5地区のうち、特に施設の狭隘化が著しく、通学負担が大きい2地区(三島田方地区、浜松地区)の本校新設については、平成28年度中に方針決定し、基本計画策定に先行して、整備に着手している。

特別支援学校への学校運営協議会の設置(コミュニティ・スクール)

(特別支援教育課)

1 概要

平成 27 年 12 月の中央教育審議会答申を受け、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくため、小・中学校を中心に全国で導入されている「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」について、県立学校においても設置できるよう「静岡県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(令和元年規則第1号)」を制定し、導入を進めている。



2 特別支援学校での取組状況

(1) 令和元年度

モデル的取組として、県立高等学校及び特別支援学校でモデル校各3校を指定し、コミュニティ・スクール導入に必要な体制整備について検証した。
モデル校【特支】沼津視覚特別支援学校、静岡北特別支援学校南の丘分校、掛川特別支援学校

<研究内容>

ア 学校運営協議会制度の周知 イ 学校運営協議会規則の検討

ウ コミュニティ・スクールコーディネーター(CSC)の理解

エ 研修会への参加 オ 先進取組校等への視察【特支】山口県、京都市等

<成果と課題>

- ・多くの先進事例を学ぶことなどにより、各校の実態に合った学校運営協議会の設置が可能となった。
- ・学校運営協議会の形態をとることによって、学校と地域がつながるための方法について、地域の方々の御意見をいただきやすくなった。
- ・CSCの人選が困難な場合があることが明らかになった。

(2) 令和2年度

- ・令和元年度のモデル校3校について、今年4月、正式に学校運営協議会を設置した。
- ・学校評議員会の構成員(有識者、医療・福祉関係者等)に加えて、学校近隣の自治会役員や保護者の参加を得ている。
- ・児童生徒の自立支援や地域防災・防犯の取組などについて検討している。

3 今後の方向性

先行して導入した3校の取組を踏まえ、必要な支援を行って、県内の特別支援学校各校に設置を進めていく。

特別支援学校と居住地の小・中学校等との交流及び共同学習

(特別支援教育課)

平成29年5月に改定した「静岡県立特別支援学校における交流及び共同学習実施指針」に沿って実施している。

1 目的

- (1) 特別支援学校に在籍する幼児児童生徒については、地域社会の中で生涯にわたって自信を持ってたくましく生きていく力を育てる。
- (2) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校に在籍する幼児児童生徒や地域の人々については、障害のある幼児児童生徒への理解を深め、思いやりの気持ちを育む。
- (3) 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒双方については、共に触れ合う経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性や多様性を尊重する心を育む。
- (4) 障害の有無に関わらず地域の中で共に支え合い育つ共生社会の実現を目指すとともに、その担い手となる人材を育成する。

2 実施内容

(1) 学校間交流

特別支援学校の幼児児童生徒と、所在地域の小学校等の幼児児童生徒が、特別活動、総合的な学習の時間、各教科の指導などを実施する。

(2) 地域交流

特別支援学校の幼児児童生徒と、所在地域の住民等とが、学校行事や地域活動などを実施する。

(3) 居住地における交流及び共同学習

特別支援学校小学部又は中学部に在籍する児童生徒と、児童生徒の居住地にある小学校又は中学校の児童生徒が、特別活動、総合的な学習の時間、各教科の指導などを実施する。

(4) 「交流籍^{*}」を活用した交流及び共同学習（平成29, 30年度はモデル的取組をする沼津市、藤枝市在住の小中学部の児童生徒のみ。31年度から全県実施）

特別支援学校小学部又は中学部に在籍する児童生徒は、児童生徒の居住地にある小学校又は中学校に「交流籍」を置く。そして、「交流籍」を活用し、特別支援学校の児童生徒と、交流籍のある小学校又は中学校（「交流籍校」という。以下同じ。）の児童生徒が、特別活動、総合的な学習の時間、各教科の指導などを実施する。

※「交流籍」…県立特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小学校又は中学校に置く「副次的な籍」のこと。
なお、対象児童生徒の学籍は、特別支援学校に置く。

3 令和元年度実績

38校の特別支援学校が、学校の所在地域にある117校園及び211団体と、交流及び共同学習を実施した。

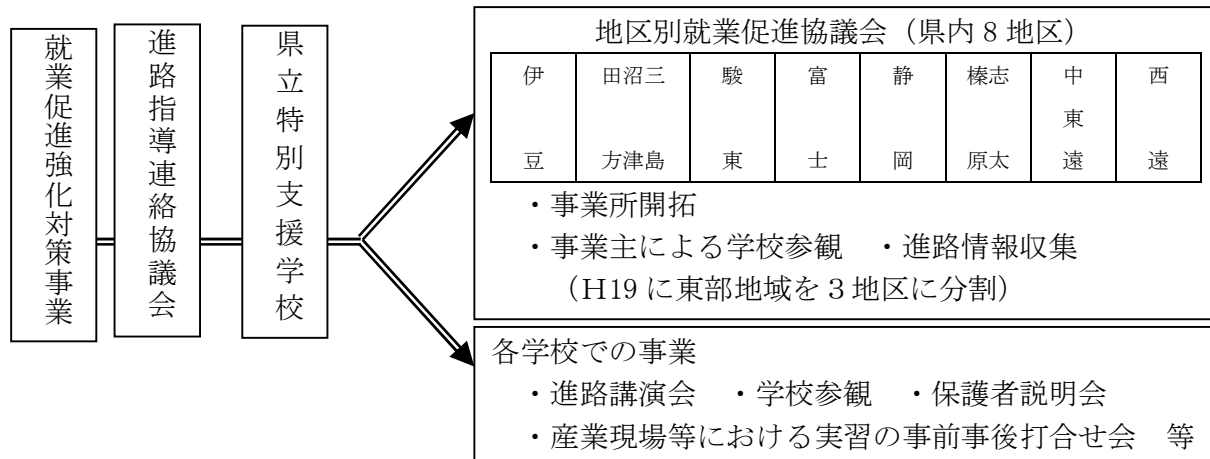
また、特別支援学校に在籍する851人（30年度実績508人）の幼児児童生徒が、自分の居住地にある498校において、交流及び共同学習を実施した。

特別支援学校における職業教育と進路指導の充実

(特別支援教育課)

1 就業促進強化対策事業

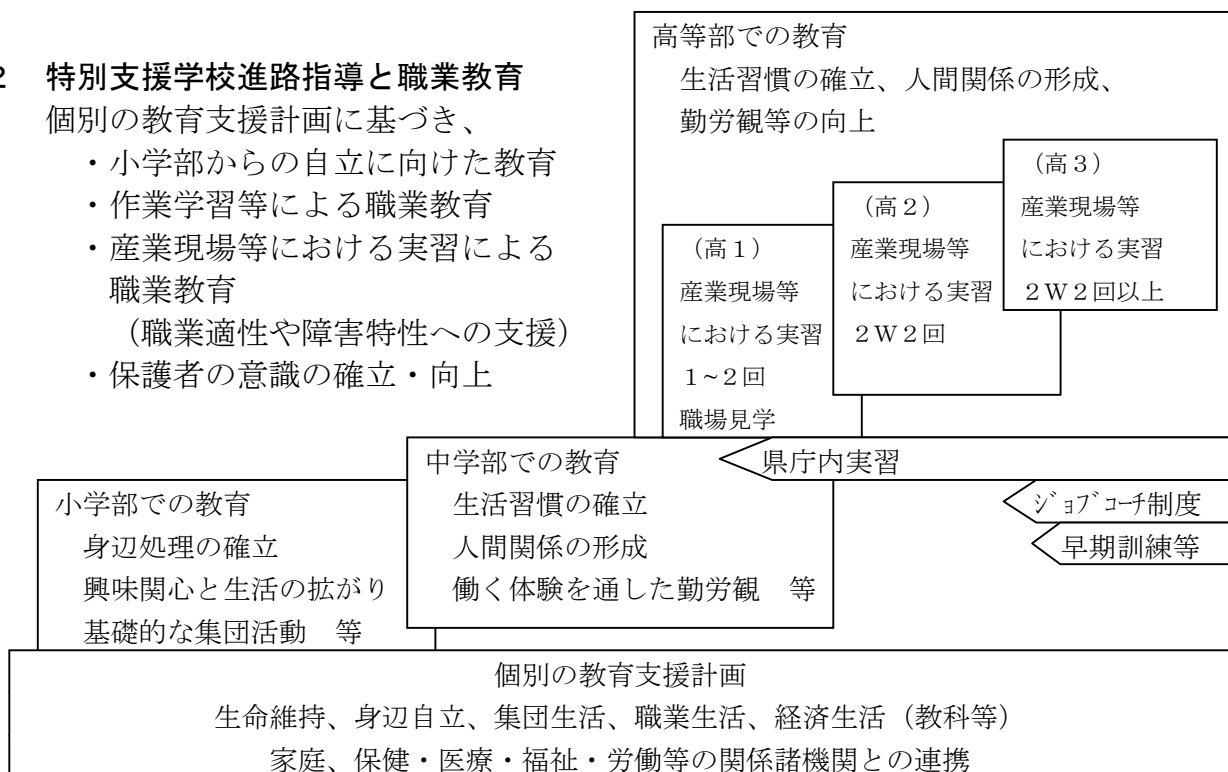
特別支援学校生徒が社会自立・社会参加を目指し、職場適応力や社会生活力を養うため、一定期間実際の事業所や障害福祉サービス事業所等において行う産業現場等における実習が、円滑かつ充実して行われるために、協力・依頼先の拡大を図る。



2 特別支援学校進路指導と職業教育

個別の教育支援計画に基づき、



- ・小学部からの自立に向けた教育
- ・作業学習等による職業教育
- ・産業現場等における実習による職業教育（職業適性や障害特性への支援）
- ・保護者の意識の確立・向上



3 課題と対策

- (1) 高等部入学者の「身辺処理などの日常生活面」、「働くことへの意欲面」など多様化する実態に対し、一貫した職業教育充実のため、地域の中学校との一層の連携が求められる。
- (2) 障害や受入先の対応、景気の動向などの問題により離職・退所となる場合もある。卒業後、安定継続した職業生活が送れるよう、地域による就業支援と生活支援の体制づくりのために関係諸機関への働き掛けや情報交換等が更に必要である。

特別支援学校における「共生・共育」の取組

学校名 (障害種／ 設置学部)	県立東部特別支援学校伊豆松崎分校 (知的障害／高等部 県立松崎高等学校内に設置)	
取組	桑葉栽培・桜葉栽培	
連携先	企業組合松崎桑葉ファーム 伊豆松崎町桜葉振興会	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・松崎町では、耕作放棄地を活用して桑の葉の栽培と茶等への加工による地域振興を進めている。 ・収穫期の人材確保に苦勞していた企業組合側と、地域での職場体験の場を求めている分校の意向が合致し、平成 25 年度から分校の生徒が木の植栽や収穫作業、加工作業等に参加している。 ・平成 29 年度には、農山村と企業の協働活動を推進する県の事業「一社一村しずおか運動」に認定された。 ・令和元年度からは、松崎町が日本一の生産量を誇る、和菓子に用いられる桜葉生産への協力も開始し、大島桜の育苗などに取り組んでいる。 	
取組	西豆（さいず）学	
連携先	松崎・西伊豆町内中学校 3 校、県立松崎高等学校	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「西豆学」として、生徒がふるさとに関する体験学習を行い、毎年合同発表会を開催している。 ・分校の生徒も、地域について調べたことや防災に関すること、進路に向けた職場実習体験などについて発表をしている。 	
成果	地域を知り、地域の方と触れ合いながら地域づくりに貢献できることは、生徒のふるさとへの関心や理解を深めるものであり、将来の社会生活に生きる力としてつながっている。	

<p>学校名 (障害種／ 設置学部)</p>	<p>県立静岡北特別支援学校 (知的障害／小学部・中学部・高等部)</p>
<p>取組</p>	<p>麻機 (あさばた) 遊水地保全活用プロジェクト『麻活 (あさかつ)』</p>
<p>連携先</p>	<p>麻機遊水地保全活用推進協議会 (学識経験者や近隣小中学校、地元町内会、NPOなど多様な主体で構成。事務局は県静岡土木事務所)</p>
<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡市内の麻機遊水地をフィールドに、自然再生、環境保全、治水・防災等を題材にした、多様な主体による協働事業に参加。平成 26 年度に県静岡土木事務所とリバーフレンドシップを締結。 ・ 高等部生徒が協議会の活動として遊歩道の除草作業や花壇整備、農園運営や蓮根栽培等を行うとともに、遊水地についての調べ学習や遊水地をモチーフにした美術作品の制作などにも取り組んでいる。また、小・中学部の児童生徒の学習の場としても活用されている。 ・ これらの活動が評価され、平成 29 年度、「第 19 回日本水大賞 文部科学大臣賞」(主催:国土交通省、日本水大賞委員会)及び「第 7 回ふるさと貢献賞 (高校一般の部)」(主催:(公財)静岡新聞・静岡放送文化福祉事業団)を受賞。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
<p>成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒が、遊水地を中心に学ぶことを通して、地域への愛着を深め、生活そのものから多くの学びを得ることの楽しさを感じられるようになった。 ・ 地域人材との交流を通して「働く大人」が身近なモデルとなり、人と関わり合いながら生活していくことの良さを知ることができている。 ・ こうした経験を通じて、生徒たちは自分たちにもできることがあり、その役割を果たすことの心地よさを感じ、これまで以上に主体的に活動に取り組む姿勢を育むことができた。

<p>学校名 (障害種／ 設置学部)</p>	<p>県立浜北特別支援学校 (知的障害・肢体不自由併置／小学部・中学部・高等部)</p>
<p>取組</p>	<p>ボランティアをはじめとする地域の方との関わり</p>
<p>連携先</p>	<p>地元自治会、住民有志の会、地元企業・店舗 など</p>
<p>概要</p>	<p>地元自治体や企業などのボランティア活動を受け入れており、長いところでは市立学校の時代を含め 40 年以上にわたって、学校行事や校内清掃、学習指導などの支援をいただいている。</p> <p>生徒も、公民館等での清掃活動や、地域のスーパーの店頭での作業製品の販売などを行っている。</p> <p>(ボランティア活動の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動会での応援・用具の搬出入 ・ 協働での学校花壇の植え付け ・ 縫製などの作業学習での補助 ・ 小学部児童への読み聞かせ ・ クッキー教室 など <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div>
<p>成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の方とコミュニケーションを図る貴重な場となっている。 ・ 作業製品の販売では、直接製品の出来を褒めていただいたりすることで、生徒は「次はもっと良い物を作ろう」と意欲を高め、「こんな物を作ったらどうだろう」と自ら提案するきっかけとなっている。

小・中学校における特別支援教育

(義務教育課)

発達障害等のある児童生徒を支援するため、小・中学校では、特別支援学級等を設置し、個々の状況に応じた教育を実践している。

1 現 状 (政令市除く)

(1) 特別支援学級の児童生徒数・学級数

本年5月現在、特別支援学級の児童生徒数は、小学校で2,851人、中学校で1,291人、学級数はそれぞれ554、273となっており、いずれも昨年度より増加している。

(令和2年5月1日現在)

区分	児童生徒数 (単位：人)							計 (前年比)	学級数 (前年比)
	知的	情緒	言語	難聴	弱視	肢体	病弱		
小学校	1,821	1,010	0	2	0	18	0	2,851 (+215)	554 (+39)
中学校	889	395	0	0	0	7	0	1,291 (+72)	273 (+3)

(2) 通級指導教室の児童生徒数・学級数

通級指導教室(比較的障害の程度が軽い児童生徒が、通常の学級に在籍しながら、個々の障害特性に応じて個別の指導を受ける)の児童生徒数は、小学校で1,876人、中学校で222人となっている。

(令和2年5月1日現在)

区分	児童生徒数 (単位：人)								計 (前年比)	教室数 (前年比)
	言語	情緒	難聴	弱視	肢体	LD	ADHD	自閉症		
小学校	774	8	29	0	0	193	319	553	1,876 (+72)	69 (±1)
中学校	0	6	9	0	0	27	64	116	222 (+93)	9 (+3)

2 取 組

(1) 校内における支援体制の整備

各学校では、学校全体で支援する体制を構築するため、教員の中から「特別支援教育コーディネーター」を選任し、関係機関と連携しながら、特別な配慮を必要とする児童生徒の実態把握や支援方法の確認等を行う校内委員会・校内研修を行っている。

(2) 研修の実施による資質の向上等

教育課程編成や指導方法について理解し、授業実践力を身に付けるため、新任特別支援学級担任・通級指導教室担当者研修を開催しているほか、新たに取り組む教員や学校向けに「特別支援学級スタートブック」の活用を推進している。

(3) 非常勤講師の配置

学習障害(LD)や注意欠陥多動性障害(ADHD)など発達障害を有し、通常の学級に在籍する児童生徒及び多人数(7、8人)の自閉症・情緒障害学級と知的障害学級(8人)に在籍する児童生徒の学習等を計画的にサポートする非常勤講師を配置し、当該児童生徒への特別な教育的支援の充実を図っている。

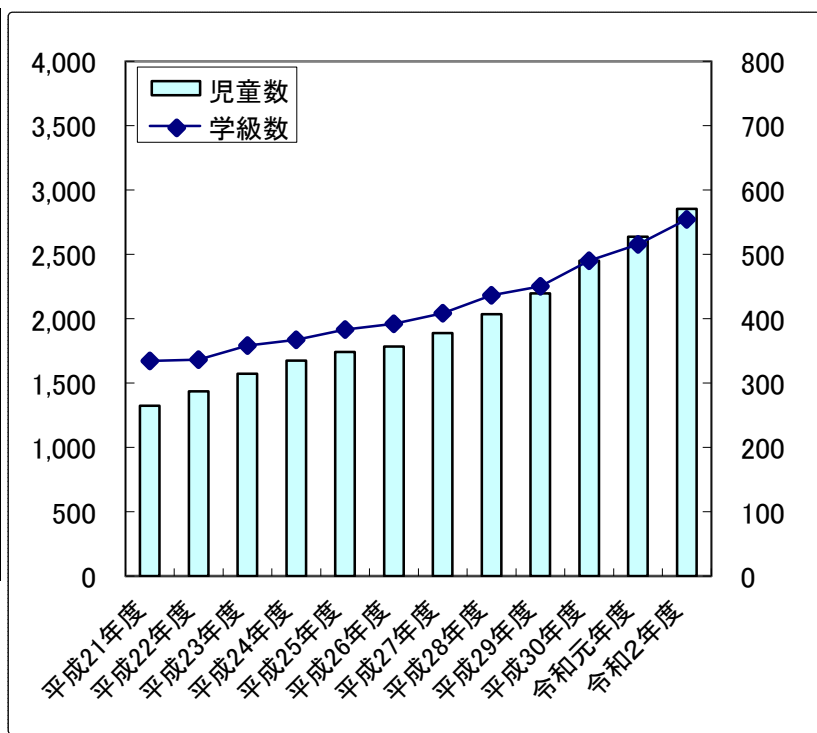
「特別支援学級」児童生徒数・学級数の推移

(義務教育課)

1 小学校

	児童数	学級数	設置市町数
平成21年度	1,323	334	35
平成22年度	1,435	336	33
平成23年度	1,571	358	33
平成24年度	1,672	367	33
平成25年度	1,740	383	33
平成26年度	1,782	392	33
平成27年度	1,887	408	33
平成28年度	2,033	436	33
平成29年度	2,195	450	33
平成30年度	2,449	490	33
令和元年度	2,636	515	33
令和2年度	2,851	554	33

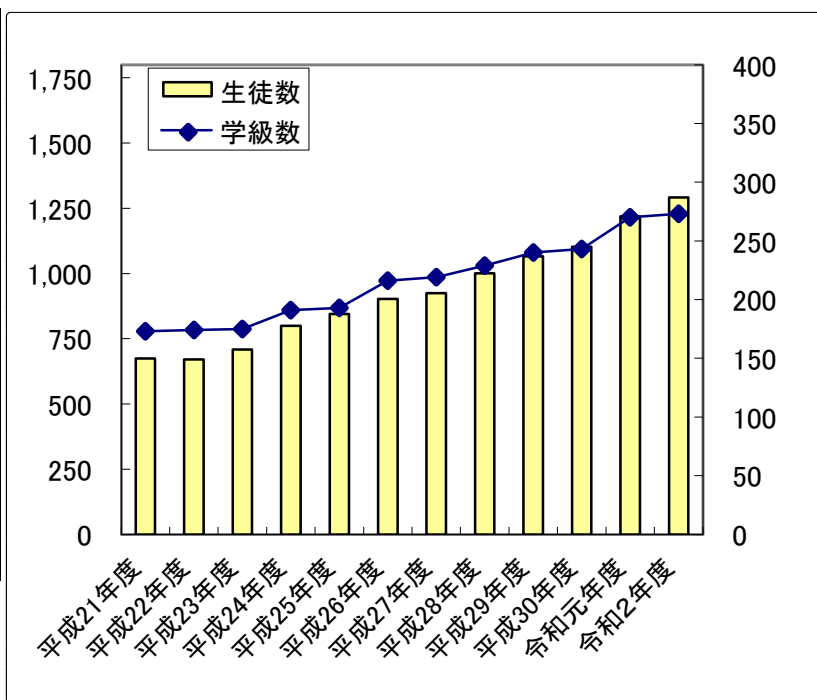
※政令市を除く



2 中学校

	生徒数	学級数	設置市町数
平成21年度	674	173	34
平成22年度	671	174	32
平成23年度	709	175	32
平成24年度	799	191	32
平成25年度	845	193	33
平成26年度	902	216	33
平成27年度	925	219	33
平成28年度	1,001	229	32
平成29年度	1,066	240	32
平成30年度	1,103	243	33
令和元年度	1,219	270	33
令和2年度	1,291	273	32

※政令市を除く



「通級による指導」児童生徒数・教室数の推移

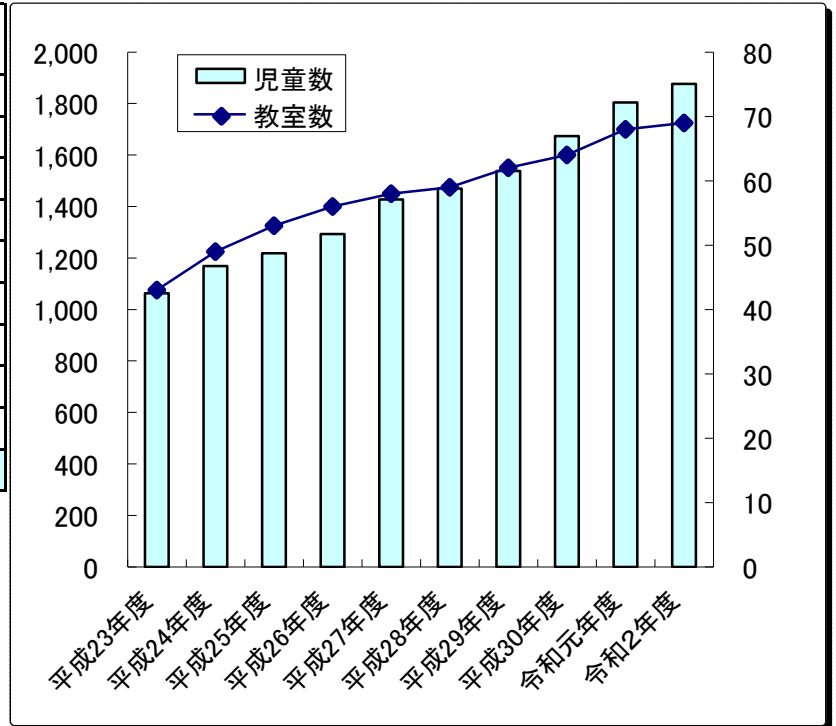
(義務教育課)

1 小学校

	児童数	教室数	設置市町数
平成23年度	1,063	43	21
平成24年度	1,169	49	22
平成25年度	1,218	53	23
平成26年度	1,293	56	23
平成27年度	1,427	58	24
平成28年度	1,470	59	24
平成29年度	1,538	62	24
平成30年度	1,673	64	25
令和元年度	1,804	68	25
令和2年度	1,876	69	25

※政令市を除く

※H29から、県立特別支援学級へ通級する児童を含む

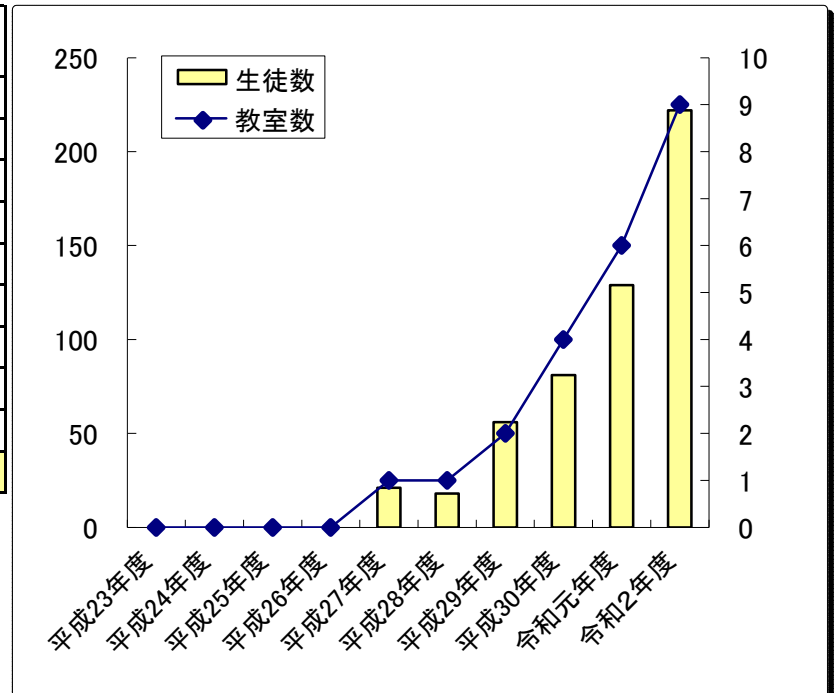


2 中学校

	生徒数	教室数	設置市町数
平成23年度	0	0	0
平成24年度	0	0	0
平成25年度	0	0	0
平成26年度	0	0	0
平成27年度	21	1	1
平成28年度	18	1	1
平成29年度	56	2	2
平成30年度	81	4	4
令和元年度	129	6	6
令和2年度	222	9	9

※政令市を除く

※H29から、県立特別支援学級へ通級する生徒を含む



特別支援教育充実事業（小・中学校の特別支援学級等における非常勤講師の配置）

（義務教育課）

1 目的

学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害を有し、通常の学級に在籍する児童生徒及び多人数（7、8人）の自閉症・情緒障害学級に在籍する児童生徒の学習等を計画的にサポートする非常勤講師を配置し、当該児童生徒への特別な教育的支援の充実を図る。

2 概要

(1) 対象

ア 通常学級配置非常勤講師

毎年9月時点の全県実態調査を元に、通常学級において発達障害がある児童生徒の出現率が高く、多動性・衝動性の強い児童生徒が多い学校がある市町へ派遣する。ただし、地域バランスを考慮し、該当校がない市町へも1人派遣する。

イ 特別支援学級配置非常勤講師

多人数（7、8人）の自閉症・情緒障害学級及び多人数（8人）の知的障害学級を有する学校がある市町へ派遣する。

※令和2年度から、知的障害学級にも派遣することとした。

(2) 業務内容

ア 通常学級配置非常勤講師

(7) 障害に応じた個別の学習支援等（LD等）

(4) 不注意、衝動、多動の抑制等に関する生活支援及び学習支援等（ADHD等）

イ 特別支援学級配置非常勤講師

(7) 障害に応じた個別の学習支援及び指導 (4) 個別の学習・生活支援及び指導

(3) 勤務形態

1日4時間を基本とし、週5日、年間35週（年間175日）の範囲内で校長が定める。

3 配置数

(人)

	【通常学級】			【特別支援学級】		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
令和2年度	89	55	144	49	12	61
令和元年度	70	31	101	36	7	43
平成30年度	77	34	111	24	9	33

4 成果及び課題

【成果】

- ・授業中、一斉の指示では動き出せない児童に個別に対応し、その子に合った具体的な指示を出すことで、授業に参加できるようになってきている。そのため、学習意欲が上がり、理解できることが増えてきている。
- ・興奮したり、無気力になったりする生徒に寄り添い、時間をかけて落ち着くまで話し相手になることで、生徒に安心感を持たせることができています。
- ・授業中、「分からない。」と言って困っている子どもを待たせることなく支援することができた。学習意欲や集中力の持続が難しい子どもが多い中、課題を解決しようとしているときに、即時支援、評価をすることが大変有効であった。
- ・指導した子供の様子を記録簿に細かく記載し、学級担任や教科担任への情報提供を行った。この記録については、ケース会議等で子供の実態を把握する際に大変役立った。

【課題】

- ・非常勤職員と担任、コーディネーターなどとの打合せやケース会議を行いたいが、勤務時間の関係から時間がとれない。
- ・特別支援教育の支援を必要とする児童が増加傾向にあるため、できる限り複数配置されることを期待したい。

小・中学校における医療的ケア体制の整備

(義務教育課)

1 医療的ケアにおける現状

平成 28 年の障害者差別解消法の施行により、誰もが平等に学ぶ機会を保障するため、社会的障壁を取り除くための合理的な配慮を行うことが求められるようになったことから、近年は県内の小・中学校にも医療的ケアの必要な児童生徒が在籍する。

医療的ケア対象児の在籍する市町教育委員会が主となり、学校と連携を取りながら医療的ケア児の受入れや対応をしている。

＜令和 2 年度医療的ケア対象児童生徒数＞ (令和 2 年度 6 月調査)

	小学校	中学校	計 (人)
静東教育事務所管内	12	0	12
静西教育事務所管内	7	0	7
計	19	0	19

※本調査の医療的ケアとは、日常的に必要な医療的な生活援助行為を指す。

2 医療的ケアにおける課題

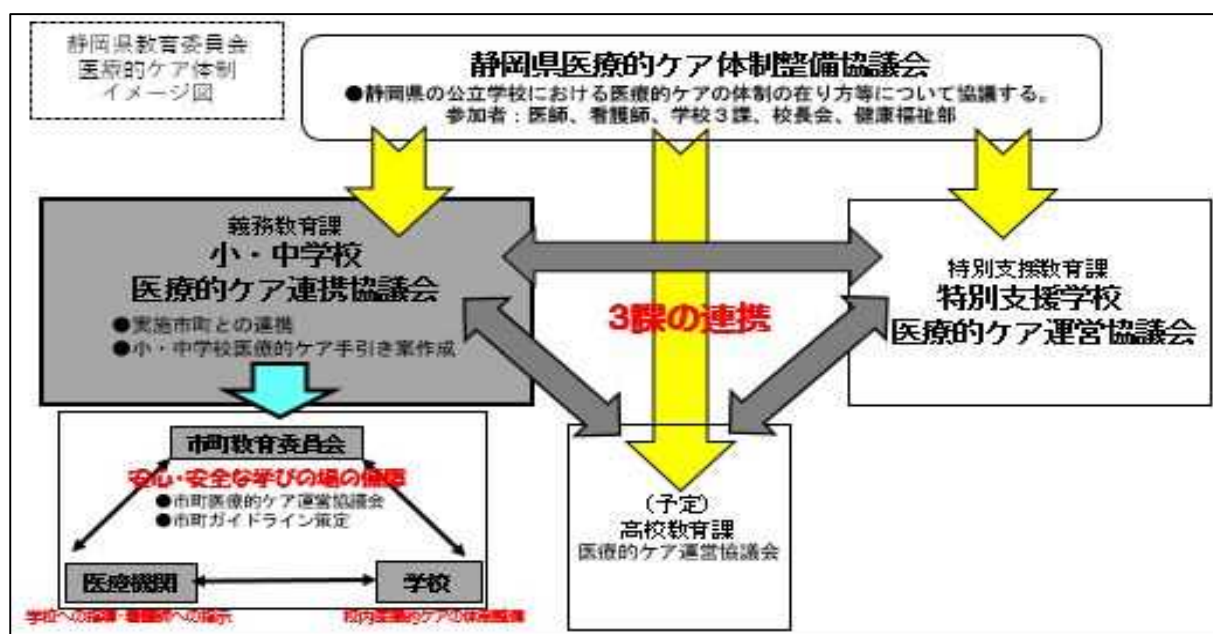
- ・医療的ケア児の在籍する市町教育委員会が、受入れや対応に苦慮している。
- ・県としての医療的ケア体制が整っていないため、市町の支援ができていない。
- ・医療的ケア対象児在籍の市町から財政的負担を求められる。(看護師配置)
- ・小中学校における医療的ケアに従事してもらう看護師が不足している。

3 令和 2 年度 of 取組

医療的ケアの必要な児童生徒の安心安全な学びの場を保証するために、医療、教育、福祉等の連携を図りながら体制整備を行い、県内に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒または医療的ケア実施校、医療的ケア実施市町の支援をする。

- ・「小中学校医療的ケア連携協議会」の立ち上げ、実施
第 1 回…令和 2 年 7 月 9 日 第 2 回…令和 2 年 11 月下旬予定
- ・「小中学校医療的ケアの手引き」市町教育委員会用案の作成

＜静岡県教育委員会医療的ケア体制整備イメージ図＞



県立高校における特別支援教育

(高校教育課)

1 特別な教育的支援を必要とする生徒の状況 (平成 30 年度)

(「特別な教育的支援を必要とする生徒の調査」H30 高校教育課調べ)

(1) 対象 県立高校 90 校及び市立高校 5 校に在籍する全生徒

(2) 調査方法

H24 文部科学省調査で用いられたチェックシートを参考に、クラス担任や特別支援教育コーディネーター等複数の教員の視点から、学習面又は行動面で著しい困難を示し、特別な教育的支援を必要とする生徒を抽出した。

(3) 調査結果

- ・特別な教育的支援を必要とする生徒は 1,308 人、全体の生徒数に対する割合は 1.93%であり、5 年間で人数が 2 倍近く増加している。
- ・課程別では、学年制定時制で生徒全体に占める割合が 23.8%と高かった。

課程別	生徒数	該当者数	割合	参考：H25 調査	
				該当者数	割合
全日制	64,007 人	656人	1.02%	515 人	0.79%
単位制定時制	1,767 人	203人	11.49%	70 人	3.75%
学年制定時制	1,143 人	272人	23.80%	112 人	7.61%
通信制	998 人	177人	17.74%	(調査無)	
全体	67,915 人	1,308人	1.93%	697 人	1.02%

2 県の取組

(1) 学校支援心理アドバイザーの派遣 (H21 年度～)

公認心理師又は臨床心理士を「学校支援心理アドバイザー」として配置。高校からの要請に基づき、教職員に対して発達障害などの生徒に関する指導・助言、相談に応じている。令和 2 年度派遣校 37 校。

(2) コミュニケーションスキル講座

(H23 年度～。ただし R2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

対人関係の構築が困難な生徒を対象に専門的な支援を行う講座を、学校の授業がない土日などに 8 回程度開講。

(3) 通級指導 (H30 年度～)

- ・特別な教育的支援を必要とする生徒が、通常の学級に在籍し各教科等の指導を受けながら、一定時間、障害の状態に応じた特別な指導を受けることができる。
- ・生徒ごとに作成した「個別の指導計画」を基に個々の指導内容を定め、「個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する」ことを目指す。
- ・「自立活動」(年間 1 単位)として開設。

- ア 自校通級 静岡中央高校(通信制の課程) 3キャンパスで実施
(H30年度開始、R2年度は41人)
- ・静岡中央高校に在籍する生徒を対象に、専門的スキルを有する教員と同校教諭員が、チームティーチングにより指導を行う。
 - ・個別指導を原則とし、必要に応じてグループ指導を取り入れる。

- イ 巡回通級 希望する県立高校で実施
(R元年度9月開始、R2年度は13校・20人)
- ・専門的スキルを持つ講師が定期的に訪問し、放課後等の時間帯に学校の担当教員とともに、チームティーチングによる指導を行う。
 - ・個別指導を原則とする。

<成果と課題>

- ・個別指導やグループ指導を通して、多くの生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することができた。
- ・専門的なスキルを身につけた教員が少ないのが最大の課題である。小・中学校と異なり、特別支援学級や通級指導教室の設置がない高校の場合、教員がスキルを身につける場が公に用意されていない現状がある。そのため、国の加配があっても、適切な人材確保が難しい。

<今後の方向性>

- ・通信制の課程で蓄積されてきた指導方法を、今後は全日制、定時制での通級指導に普及していく必要がある。
- ・巡回通級を通して、高校において通級指導が広まり、また、講師の持つ専門的スキルを高校教員が身につけることで、専門性を高めていく。

高校における精神科医への相談体制整備

(高校教育課・健康体育課)

1 要旨

- ・ 県立高校には、発達障害等があり特別な教育的支援が必要な生徒が在籍しており、学校では、これらの生徒及びその保護者への対応や支援を行っている。
- ・ しかしながら、その対応・支援は、主に教員が培った知見等に基づき行われることが多く、障害の特性や状態等を踏まえた医療的アプローチはほとんど活用されていない。
- ・ このため、医学の立場から指導助言を得られる体制を確保し、学校における適切な対応・支援に結び付けるとともに、教員の負担感を軽減する。
- ・ 令和元年度は静岡中央高校でモデル事業を行い、令和2年度より事業化した。

	R 1	R 2
実施校	静岡中央高校	静岡中央高校、三島長陵高校、浜松大平台高校
実施回数	10回	各10回

2 令和2年度事業計画（予算額 1,200千円）

(1) 実施校

- ・ 静岡中央高等学校定時制の課程
- ・ 三島長陵高等学校 ・ 浜松大平台高等学校定時制の課程

(2) 実施頻度等

原則として、月1回程度、精神科医が学校を訪問（2時間程度）して実施。
場合によっては、学校の特別支援コーディネーター等が精神科医を訪問して行う。

(3) 実施方法

- ・ 精神科医師が、学校で開催されるケース会議の場に参加し、学校からの生徒への指導、対応や保護者への対応等についての説明に対し、必要な助言を行う。
 - ア 医療の専門的立場からのアセスメント・判断に基づく個別生徒への対応や支援についての助言・指導
 - イ 個別の教育支援計画、個別の指導計画についての助言・指導
 - ウ 保護者からの相談等への対応についての助言・指導
- ・ 内容にもよるが、1回の相談日につき、概ね4ケース程度を相談する。
- ・ 医師への相談が円滑に行われるよう、学校において、教育支援計画、指導計画やケースの概要をとりまとめた資料を用意する。

3 令和元年度事業実績

(1) 実施校 静岡中央高等学校定時制の課程

(2) 実施頻度等

6～3月の各月に1回、計10回、精神科医が学校を訪問（2時間程度）して実施。

(3) 実施方法

- ・ 精神科医師が学校で開催されるケース会議の場に参加し、学校からの生徒への指導、対応や保護者への対応等についての説明に対し、医療の専門的立場からのアセスメント・判断に基づく個別生徒への対応や支援、保護者からの相談等への対応についての助言・指導を行った。

(4) 成果

- ・ 参加した教員から、医学的な見地から専門家の意見を直接聞いたことにより、これからの方針を決定する大きなヒントになったとの報告があった。